

新湊信金ディスクロージャー誌(令和7年3月末)

新湊信用金庫の現況 2025



 新湊信用金庫

目次

■ごあいさつ	1
■組織・役員一覧・営業区域	2
■主要な事業の内容	3
■事業の概況	4
■事業の状況を示す指標	5~9
■リスク管理の体制	10
■法令等遵守（コンプライアンス）の体制	10
■金融ADR制度への対応	11
■顧客保護等管理方針	11
■反社会的勢力に対する基本方針	11
■マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー	11
■中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	12~16
■財務諸表	
1. 貸借対照表	17~21
2. 損益計算書	22
3. 剰余金処分計算書	22
■財務諸表の適正性に関する内部監査の有効性の確認	22
■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	23
■有価証券の取得価額、時価及び評価損益	24
■金銭の信託	25
■規則第102条第1項第5号に掲げる取引	25
■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、貸出金償却の額	25
■報酬等に関する事項	26
■自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する事項	27
定量的な開示事項	28~36
定性的な開示事項	37~39
■総代会について	
1. 総代会制度について	40
2. 総代とその選任方法	40
3. 第102期通常総代会の決議事項	41
4. 総代会に係る開示充実に関する施策について	41
■創立100周年記念事業について	42~44
■新湊信用金庫SDGs宣言	45
■地域貢献活動について	
当金庫の地域貢献活動	46~47
社会福祉向上への取組み	48
■預金商品のご案内	49
■融資商品のご案内	50
■各種サービスのご案内	51
■各種手数料一覧	52~53
■当金庫の沿革・あゆみ	54~55
■開示項目索引	56~57

ご あ い さ つ



平素は、当金庫に格別のご愛顧、ご支援を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

皆様には、当金庫に対するご理解をさらに深めていただきたく、ディスクロージャー誌『新湊信用金庫の現況2025』を作成致しました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて2024年度の日本経済は、回復基調を維持する中、マイナス金利政策が解除され、日経平均株価は史上最高値を更新するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。一方、中小企業を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化を背景として、原材料価格の高騰、賃上げ、人手不足などにより、依然として厳しい事業運営が続きました。一方、海外においては、米政権による高関税政策により、貿易摩擦の激化が警戒されるなど、世界の金融経済情勢の先行きが不透明なものとなりました。

このような状況下、当金庫は円滑な資金供給に努めるとともに、お客様の収益力強化に向けた各種課題解決支援にも注力してまいりました。また、8月に地域の賑わい向上を目的に、官民連携の「射水市まちづくりファンド」を立ち上げるなどの地域活性化支援にも積極的に取り組んでまいりました。

当期の業績は、預金は対前期4億61百万円減少し871億14百万円となり、貸出金は対前期25億93百万円増加し284億12百万円となりました。

損益面では、経常収益は、国内の長期金利が上昇したことから資金運用収益が増加するとともに、与信費用の減少からその他経常収益なども増加し増収となりました。経常費用においては、資金調達費用や経費などが増加するとともに、当金庫が保有していた外国国債ファンド(投資信託)の評価損全額を繰上げて損失処理を実施したことから、2024年度最終損益は17億67百万円の損失となりました。

当金庫は、かねてより外国国債ファンドを保有しておりましたが、2022年頃よりロシアのウクライナ侵攻を契機に欧米を中心に長期金利が急上昇したことから、外国国債ファンドの価格が低下し評価損が拡大していました。2024年度に入り海外の金融経済情勢が一層不透明な状況となったことを踏まえ、これ以上の評価損の拡大を防ぎ、財務の健全性を維持するため、当該ファンドの評価損全額の損失処理を進めてまいりました。2024年度決算が損失決算となった要因は、この外国国債ファンドの損失処理によるものでありますが、今回の損失処理により、2025年度決算の黒字化を確保するとともに、ポートフォリオ入替により収益力の改善が図られたこと、更に2025年度以降においても外国国債ファンドの償還発生による損失決算のリスクを排除したことから、将来に亘る経営の安定性も確保できる見通しとなりました。また、2025年3月末の自己資本比率は16.24%から10.95%に低下となりましたが、国内基準の4%を大きく上回る自己資本比率を維持しており、経営の健全性、安全性についても確保しております。

2025年度においては、米関税措置の影響で世界の金融経済情勢が不確実な状態が続くものと懸念されています。このため、短期的、長期的に地域経済の成長を一段と押し下げる可能性があることを踏まえ、取引先事業者の業況や資金需要を積極的に把握しながら、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底していくとともに、経営改善支援、創業支援、販路拡大支援などの各種課題解決支援や地域活性化支援にも強力に取り組んでまいります。

これからも当金庫は、相互扶助を理念とする協同組織金融機関としての使命に徹し、地域の事業者や住民の方々に認められ必要とされる金融機関を目指し、役職員一丸となって努力してまいりますので、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

おわりに、皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

2025年7月

理事長 臼田 克己

金庫の概要

2025年3月末現在

創 立	1924年(大正13年)7月11日		
出 資 金	139百万円	会 員 数	6,079人
店 舗 数	7店舗	店外ATMコーナー	1カ所
自己資本	39億22百万円		

職員の状況

2025年3月末現在

職 員 数	56名	
	男子31名	女子25名
平均年齢	41歳4カ月	
平均勤続年数	13年7カ月	

基本方針

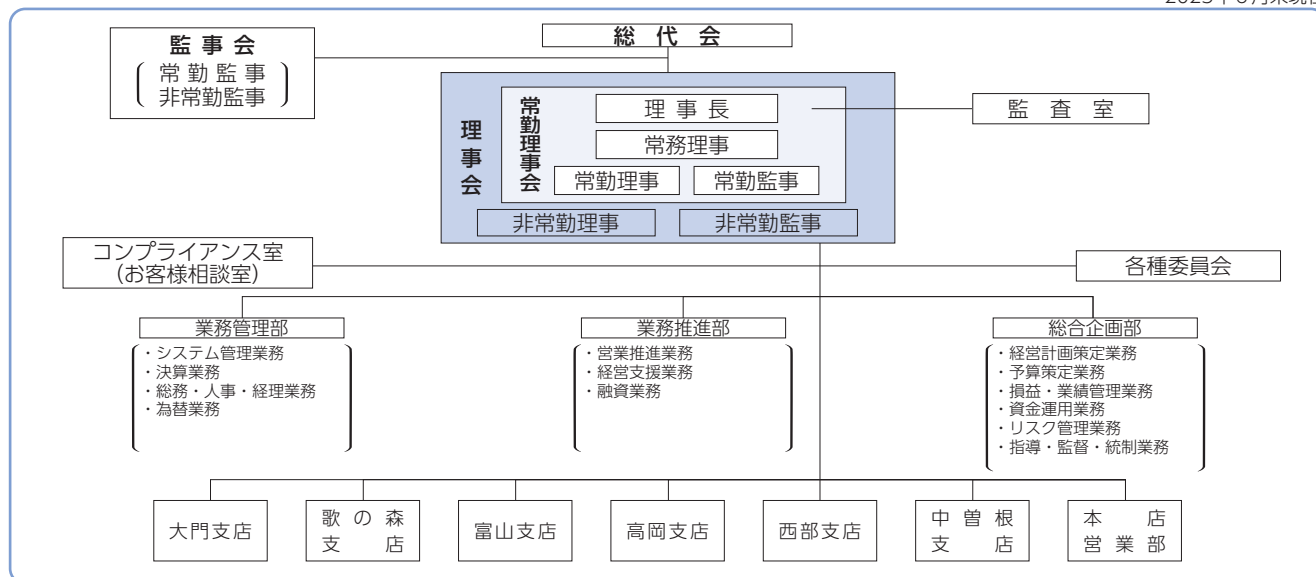
新湊信用金庫は、中小企業専門金融機関としての使命に徹し、公明にして誠実な金融活動を展開して会員の信望を高め、金庫の経営基盤を拡大強化し、以って地域産業の繁栄育成と市民生活の向上に奉仕するものである。

経営方針

1. 預金者等の便益と保護を第一とします。
2. 地域産業の振興発展と市民生活改善のため、金融の円滑化を図ります。
3. コンプライアンス態勢の充実と健全経営を遂行します。
4. 役職員和協一致し、日常の業務に精励するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成に努めます。
5. 金庫の発展ならびに職員の生活安定と向上に取り組めます。

事業の組織

2025年6月末現在



理事及び監事の氏名及び役職名

2025年6月末現在

理事長 (代表理事)	白田 克己	非常勤理事	下保 隆 (※1)
常務理事 (代表理事・業務推進部長・総合企画部長)	竹内 俊尚	非常勤理事	中野 岳 (※1)
常勤理事 (本店営業部長)	長慶 清	常勤監事	北山 誠
常勤理事 (業務管理部長)	樋上 康吉	非常勤監事	長谷川 修博 (※2)
非常勤理事	鷺北 昭雄 (※1)	非常勤監事	片岡 幹夫

(※1) 理事 鷺北昭雄、下保隆、中野岳は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 (※2) 監事 長谷川修博は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

事業所の名称及び所在地

営業区域 (2025年6月末現在)

営業区域 富山県全域

営業店舗の所在地

本店営業部	射水市中新湊12番20号	TEL(0766)82-8611(代)
中曽根支店	高岡市中曽根325番1	TEL(0766)82-8622(代)
西部支店	射水市本町2丁目2番45号	TEL(0766)82-8633(代)
高岡支店	高岡市新成町1番38号	TEL(0766)22-5561(代)
富山支店	富山市新根塚町2丁目3番地3	TEL(076)421-3700(代)
歌の森支店	射水市戸破1621番地	TEL(0766)56-8670(代)
大門支店	射水市戸破1621番地	TEL(0766)53-5558(代)

自動機器設置状況

設置機器		設置場所及び設置台数		
店舗内機器	現金自動預入支払機 (A T M)	本店営業部 2台	中曽根支店 2台	西部支店 1台
		歌の森支店・大門支店 1台	高岡支店 1台	富山支店 1台
	両替機	本店営業部 1台		
店舗外機器	現金自動預入支払機 (A T M)	▽射水市民病院出張所 (母店：本店営業部) 所在地 射水市朴木地内 射水市民病院内		

金庫の主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）、又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 公益社団法人全国市街地再開発協会
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 漁業信用基金協会
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - ロ 銀行
 - ハ 長期信用銀行（長期信用銀行法（1952年法律第187号）に規定する長期信用銀行をいう。）
 - ニ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（1949年法律第181号）第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
 - ヘ 農業協同組合（農業協同組合法（1949年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。）
 - ト 漁業協同組合（水産業協同組合法（1948年法律第242号）第11条第1項第4号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る。）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（1995年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (3) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - (4) 確定拠出年金法（2001年法律第88号）により行う業務
 - (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（2001年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (6) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

直近の事業年度における事業の概況

〔事業方針〕

2024年度の日本経済は、回復基調を維持する中、2024年3月にマイナス金利政策が解除され、日経平均株価は史上最高値を更新するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。一方中小企業を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化を背景として、原材料価格の高騰、賃上げ、人手不足などにより、依然として厳しい事業運営が続きました。

このような状況下、当金庫は円滑な資金供給に努めるとともに、お客様の売上げ増加や収益力強化に向けた各種課題解決支援にも注力してまいりました。

〔金融経済環境〕

日本銀行は、実質金利の調整と金融政策の正常化を目的に、2024年3月にマイナス金利政策を解除し、「金利ある世界」への転換を図りました。一方、トランプ米政権による高関税政策により、貿易摩擦の激化が警戒されるなど、世界の金融経済状況の先行きが不透明なものとなりました。また地域経済においては、人口減少や高齢化の進行などに加え、後継者不在による廃業も連鎖的に発生しており、M&Aや空き家対策などが課題となっていました。このような状況を踏まえ、当金庫は地域の賑わい向上を目的に官民連携の「射水市まちづくりファンド」を立ち上げるなど、地域貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

〔業績〕

当期の業績は、預金は対前期4億61百万円減少し871億14百万円となり、貸出金は対前期25億93百万円増加し284億12百万円となりました。

損益面におきましては、経常収益は、国内の長期金利が上昇したことから資金運用収益が増加するとともに、与信費用の減少からその他経常収益なども増加し、経常収益全体では対前期1億85百万円増加し10億29百万円となりました。一方、経常費用につきましては、マイナス金利政策の解除により預金利息が増加した他、職員の増員等および周年事業関連費用の発生などにより経費が増加しました。また、外国国債ファンド（投資信託）等の評価損全額の損失処理を進めたことから国債等債券償還損18億84百万円が発生したため、経常費用は対前期20億24百万円増加し27億12百万円となりました。この結果、経常利益は△16億83百万円の損失計上となり、税金および法人税等調整額等84百万円を差し引いた最終損益は△17億67百万円の損失計上となりました。

当金庫は、かねてより信用力が強く、国内債と比べ相対的にリターンが大きい米国や欧州などの国債に投資する外国国債ファンドを保有していました。当該ファンドは、どれも国債の入替型ファンドであるため、多少金利が上昇して国債の価格が低下しても、価格を回復する機能を持つ金融商品でした。しかしながら、2022年2月頃から米国や欧州においては、ロシアのウクライナ侵攻を契機に、インフレ対策として政策金利の利上げが継続して実施され、長期金利も急上昇したことから当該ファンドの価格が低下し、想定をはるかに超えるスピードで、評価損益のマイナス幅も一気に拡大してまいりました。また当該ファンドは、2024年度以降数年間にわたって順次償還を迎える予定にあり、このまま保有し続けた場合、2025年度以降においても、償還損発生により損失決算となる可能性があったこと、また一部のファンドにおいては利回りが著しく低下していたこと、さらにトランプ米政権の政策などの影響で世界の金融経済情勢の先行きが不透明な状況と

なったことなどを踏まえ、2025年度以降の決算において黒字化を確実なものとするため、2024年度において当該ファンドの評価損全額の損失処理を実施したものであります。

今回の損失処理によりまして、ポートフォリオ入替により収益力の改善が図られたこと、更に米関税措置により世界の金融経済情勢が不確実な情勢となっている中、外国国債ファンドの償還損発生による将来の損失決算のリスクを排除したことから、将来に亘る経営の安定性も確保できる見通しとなりました。

また、2025年3月末の自己資本比率は10.95%となりましたが、国内基準の4%を大きく上回る自己資本比率を維持しており、経営の健全性、安全性についても確保しております。

〔事業の展望〕

2025年度においては、米関税措置の影響で世界の金融経済情勢が不確実な状態が続くものと懸念されています。このため、短期的、長期的に地域経済の成長を一段と押し上げる可能性があることを踏まえ、取引先事業者の業況や資金需要を積極的に把握しながら、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底してまいります。同時に経営改善支援、創業支援、販路拡大支援などの各種課題解決支援や地域活性化支援にも強力に取り組むとともに、金融政策の動向を踏まえた金利リスク等に一層留意し、適正な収益管理にも注力してまいります。

〔対処すべき課題〕

当金庫が対処する課題としては、①法令等に適合した経営を確保するための「内部統制システム」の一層の充実、②リスクを統合的に捉え管理する「統合リスク管理態勢」の確立、③地域のニーズに応え得る人材の育成・確保、④経営基盤を強固なものとする自己資本の拡充、などを掲げております。

〔内部管理基本方針〕

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」において、整備すべき体制を次の通り定めています。

- 1、理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- 2、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
- 3、損失の危険の管理に関する規定その他の体制。
- 4、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
- 5、当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項。
- 6、監事の職務を補助すべき職員の当該金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項。
- 7、次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制
 当該金庫の理事及び職員が当該金庫の監事への報告に関する体制。
- 8、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。
- 9、当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項。
- 10、その他当該金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制。

直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

◎最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：利益 千円・残高 百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	855,996	793,366	814,894	844,236	1,029,848
経常利益 (又は経常損失(△))	122,737	△ 597,317	158,422	155,645	△1,683,017
当期純利益 (又は当期純損失(△))	109,512	△ 580,316	148,421	131,081	△1,767,298
出資総額	138	138	138	139	139
出資総口数	2,768,630	2,769,300	2,776,560	2,780,230	2,789,570
純資産額	6,252	5,039	3,797	3,493	2,600
総資産額	92,235	91,424	91,151	91,591	90,167
預金積金残高	85,076	85,641	86,738	87,575	87,114
貸出金残高	23,818	23,502	23,860	25,818	28,412
有価証券残高	43,827	45,390	42,063	39,316	39,281
単体自己資本比率	17.87%	16.68%	16.45%	16.24%	10.95%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円
役員数	11人	10人	9人	10人	9人
(うち常勤役員数)	6人	5人	4人	5人	4人
職員数	62人	57人	55人	54人	56人
会員数	6,181人	6,124人	6,149人	6,131人	6,079人

- (注) 1. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項に於いて準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 出資金 1口当たり50円、会員の最低出資金は100口5,000円です。

直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

◎業務粗利益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
資金運用収支	723,389	712,238
資金運用収益	739,712	782,782
資金調達費用	16,323	70,543
役務取引等収支	31,513	24,145
役務取引等収益	70,293	63,734
役務取引等費用	38,779	39,589
その他業務収支	9,907	△ 1,862,800
その他業務収益	10,264	22,185
その他業務費用	357	1,884,985
業務粗利益	764,810	△ 1,126,415
業務粗利益率(%)	0.79%	△ 1.20%

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎業務純益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
業 務 純 益	150,803	△ 1,806,797
実 質 業 務 純 益	150,803	△ 1,806,797
コ ア 業 務 純 益	150,831	57,436
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	150,831	57,436

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◎利鞘、総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率(%)	0.15	△ 1.78
総資産当期純利益率(%)	0.13	△ 1.87
資金運用利回り(A)	0.76	0.83
資金調達原価率(B)	0.68	0.84
総資金利鞘(A)－(B)	0.08	△ 0.01

- (注) 1. 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎資金運用収支の内訳

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、%)

	平均残高		利 息		利 回 り	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資 金 運 用 勘 定	96,711	93,357	739,712	782,782	0.76	0.83
うち貸出金	24,573	27,241	269,569	306,833	1.09	1.12
うち預け金	28,828	24,640	89,030	101,633	0.30	0.41
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	42,847	40,909	371,438	364,774	0.86	0.89
資 金 調 達 勘 定	91,758	88,567	16,323	70,543	0.01	0.07
うち預金積金	91,463	88,359	15,477	69,914	0.01	0.07
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	258	168	667	434	0.25	0.25

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度2百万円、2024年度6百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	21,514	17,939	39,454	△ 26,012	69,082	43,069
うち貸出金	19,293	△ 5,108	14,184	29,728	7,534	37,263
うち預け金	7,633	46,279	53,913	△ 8,268	20,871	12,603
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	△ 23,300	△ 5,186	△ 28,487	△ 18,276	11,612	△ 6,663
支 払 利 息	931	－	931	△ 316	54,536	54,220
うち預金積金	1,163	－	1,163	△ 309	54,746	54,436
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	△ 230	－	△ 230	△ 233	－	△ 233

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で計算しております。
2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(2) 預金に関する指標

◎預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
流動性預金	33,033	33,328
うち有利息預金	28,172	28,909
定期性預金	58,297	54,849
うち固定金利定期性預金	58,290	54,842
うち変動金利定期性預金	6	6
その他	132	182
計	91,463	88,359
譲渡性預金	-	-
合計	91,463	88,359

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎定期預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
定期預金	52,530	51,471
固定金利定期預金	52,523	51,464
変動金利定期預金	6	6
その他	-	-

(3) 貸出金等に関する指標

◎貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
手形貸付	1,338	1,557
証書貸付	22,681	25,114
当座貸越	480	505
割引手形	71	64
合計	24,573	27,241

- (注) 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	25,818	28,412
固定金利	12,372	11,684
変動金利	13,446	16,728

◎貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	92	93
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	4,795	6,056
その他	-	-
計	4,888	6,149
信用保証協会・信用保険	5,756	5,772
保証	1,082	925
信用	14,091	15,564
合計	25,818	28,412

◎債務保証見返りの担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	3	24
その他	-	-
計	3	24
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	2	1
信用	4	0
合計	10	26

◎貸出金使途別残高

(単位：百万円 構成比：%)

	2023年度		2024年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	11,887	46.04	14,564	51.26
運転資金	13,931	53.95	13,848	48.73
合計	25,818	100.00	28,412	100.00

◎住宅ローン・消費者ローン別残高内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
住宅ローン	3,235	3,249
消費者ローン	1,354	1,387
合計	4,590	4,637

◎貸出金業種別内訳

(単位：百万円 構成比：%)

業種区分	2023年度			2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	43	3,426	13.26	41	3,352	11.79
農業、林業	2	20	0.07	3	29	0.10
漁業	2	299	1.15	2	295	1.03
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	59	1,227	4.75	57	1,413	4.97
電気・ガス・熱供給・水道業	1	229	0.88	4	352	1.23
情報通信業	2	32	0.12	2	17	0.05
運輸業、郵便業	15	828	3.20	15	765	2.69
卸売業、小売業	94	2,602	10.07	90	2,916	10.26
金融業、保険業	7	3,621	14.02	8	3,720	13.09
不動産業	51	4,104	15.89	56	4,849	17.06
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3	32	0.12	3	35	0.12
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	33	303	1.17	32	294	1.03
生活関連サービス業、娯楽業	17	405	1.56	19	380	1.33
教育、学習支援業	3	10	0.03	3	8	0.02
医療、福祉	12	224	0.86	13	193	0.67
その他のサービス	58	754	2.92	61	896	3.15
小計	402	18,122	70.19	409	19,523	68.71
国・地方公共団体等	5	3,105	12.02	5	4,251	14.96
個人	1,239	4,590	17.77	1,185	4,637	16.32
合計	1,646	25,818	100.00	1,599	28,412	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎預貸率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末預貸率	29.48	32.61
期中平均預貸率	26.86	30.83

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(4) 有価証券に関する指標

◎商品有価証券の種類別平均残高

該当する取引はありません。

◎有価証券の種類別の残存期間別残高

－2023年度－

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	－	－	－	－	2,057	－	2,057
地 方 債	－	703	311	－	428	311	－	1,754
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	1,743	4,927	4,109	5,463	4,386	3,027	－	23,658
株 式	－	－	－	－	－	－	86	86
外 国 証 券	－	898	1,969	294	500	1,665	－	5,327
そ の 他 の 証 券	－	3,051	1,219	650	－	－	1,509	6,431

－2024年度－

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	5,000	－	－	－	－	1,790	－	6,790
地 方 債	699	302	－	－	776	95	－	1,874
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	2,124	5,268	4,740	4,729	3,396	3,621	－	23,881
株 式	－	－	－	－	－	－	20	20
外 国 証 券	399	698	1,753	192	864	1,289	－	5,197
そ の 他 の 証 券	－	－	－	－	－	30	1,487	1,517

◎有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国 債	2,209	2,901
地 方 債	1,735	1,867
短 期 社 債	－	－
社 債	24,859	24,401
株 式	105	67
外 国 証 券	6,009	5,316
そ の 他 の 証 券	7,927	6,353
合 計	42,847	40,909

◎預証率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期 末 預 証 率	44.89	45.09
期 中 平 均 預 証 率	46.84	46.29

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務部門はありませんので国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

リスク管理について

金融の自由化、国際化、技術革新に伴い金融機関の業務は益々多様化、高度化し、収益機会が増えると同時に各種リスクも拡大し、複雑・多様化しております。当金庫では、「経営の健全性」と「収益の安定性」を確保し、お客様からの信頼をさらに向上させるため、法令等遵守態勢を含めたリスク管理態勢を経営の最重点課題として位置付け、総合的なリスク管理体制の充実に努めております。

リスク管理の体制

信用リスク管理

「信用リスク」とは、融資先の業況悪化等により、融資した資金が返済されなくなることにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、融資にあたって審査管理を充実し、常に事務取扱規程（貸付編）の審査基準に基づいた運営ができるよう厳格な審査体制をとっております。さらに各種研修会への職員の派遣、事務取扱説明会の実施等により貸出審査能力の向上を図っております。また、自己責任に基づく適正な資産査定を行うとともに「資産監査委員会」による適切な償却・引当を実施し、貸出資産の健全性の確保、不良債権発生未然防止に努めております。

市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替相場の変動により資産の価値が下落し、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場部門（フロント）、事務管理部門（バック）、リスク管理部門（ミドル）を明確に分離し、部門間の相互牽制機能を働かせるとともに、ALM管理手法の高度化を図り、常にリスクの状況を把握しながら、これらの変動に機動的に対応できる体制の強化・充実に努めております。

流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、予期せぬ資金の流失等により通常よりも高い金利での資金調達や著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、系統機関である信金中央金庫と緊密な関係を維持しており、緊急時の資金繰りには同金庫が積極的に支援するバックアップ体制を整えています。

オペレーショナルリスク管理

「オペレーショナルリスク」とは、事務やコンピュータシステム等、日常の事務処理が職員のミスや不正またはコンピュータシステムが正常に稼動しないことにより、金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、内部規定マニュアルの整備、職員指導の徹底、内部監査機能の強化により、日常の事務ミス発生防止や職員等による不正防止に努めています。また、コンピュータシステムは、一般社団法人しんきん共同センターを利用して日常業務を行っており、システムの安全管理には万全の体制で対応しております。

法令等遵守（コンプライアンス）の体制

<p>基本方針</p>	<p>当金庫の役職員が社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して責任ある健全かつ公正な金庫経営を行うことを目的として、行動綱領を制定しコンプライアンスの徹底に努めています。</p>
<p>運営体制活動状況</p>	<p>担当部署としてコンプライアンス室を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」に従ってコンプライアンス重視の企業風土の醸成のため、年間を通じてコンプライアンス研修等を実施しております。また、各本店にコンプライアンス責任者、担当者を配し、日常業務における法令等遵守状況を把握・チェックできる体制としております。</p>
<p>当金庫の勧誘方針について</p>	<p>当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。</p> <p>「金融商品に係る勧誘方針」（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、お客様の知識・経験・財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。 5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。
<p>個人情報保護法への対応について</p>	<p>当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様からお預かりしている大切な個人情報については、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定し、その保護について法令等遵守に心がけ、大切に保管するよう各種の取組を行っております。なお、詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。</p>

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は2ページ参照）またはコンプライアンス室（電話：0766-82-8613）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山弁護士会（電話：076-421-4811）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ねください。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の利益を保護し、利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客様の信頼に応えてまいります。

1. 当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組を行ってまいります。
2. 当金庫は、お客様まへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当金庫は、お客様の情報を適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱やお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫は、業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

※本方針の「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方」を意味します。

※本方針の「お客さまへの説明を要する全ての取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引をいいます。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども新湊信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

新湊信用金庫は、マネー・ローダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組を主導します。
2. 管理態勢
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益転移危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。
また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。
また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。
なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。
5. 疑わしい取引の届出
営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 経済制裁及び資産凍結の措置
取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
9. 顧客からの理解促進
新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対し必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- 本取組み方針及び金融円滑化管理規程の制定
- 本部、営業店に経営支援担当者を配置し、経営改善計画の策定やコンサルティング等を積極的に行い、取引先企業の経営改善を支援
- 職員にお客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、各種講座への派遣・通信講座の受講・庫内研修を実施
- 複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合等、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行う等、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施
- 日本政策金融公庫高岡支店・富山支店と「業務提携・協力に関する覚書」の締結（加えて富山県信用保証協会とも連携、覚書の締結）
- 富山市・高岡市・射水市が主となり結成された創業支援事業者に当金庫も参加
- 射水市商工協議会主催の産学官金交流会に参加
- TKC北陸会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結
- 北陸税理士会4支部と業務協力に関する連携協定を締結
- 富山県中小企業診断協会と業務連携協力に関する覚書を締結
- 国内最大級の事業承継M&Aサイトを運営する㈱トランビとビジネスマッチング契約を締結
- 投資業務及び事業承継M&A業務等を専門としている信金キャピタル㈱とM&A仲介業務に関する協定書を締結
- 経営改善等に関する業務支援を行うバンカーズアンドアソシエイツ㈱と業務委託契約を締結
- 地域産業の活性化等を目的とする一般社団法人地域未来創生機構と業務委託契約を締結
- 取引先のSDGsの取組みに関する支援を行うため、三井住友海上火災保険㈱と包括連携協定を締結
- 農林漁業者や食品加工・流通業者の利便性向上と業務の円滑化を図るため、㈱日本政策金融公庫と農林水産事業業務委託契約を締結
- 事業承継・M&Aへの取組み強化のため、株式会社日本M&Aセンターと協定書締結

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

①創業・新事業への取組み

- ・実現可能性の高い創業・新事業に関する案件の発掘と実現化への支援や資金面でのバックアップにより、取引先企業の新事業展開などの支援を行います。
- ・射水市内で創業される方または新たな事業を開始される方を全面的にバックアップする取組みを強化し、積極的に地方創生に関与していきます。
- ・地元事業者と連携し、日本財団「わがまち基金」を活用した創業インキュベーション事業を2019年8月に開始。創業者による創意工夫を引き出し、地域産業を牽引する新ビジネスの開発に繋がる事業を創出するための支援を積極的に展開していきます。

(具体的な取組み内容と成果)**■各営業店に配置した「創業・新事業支援担当者」による案件の発掘と融資支援**

【創業先への融資件数】 8件

【新事業への融資件数】 2件

上記とは別に、創業・新事業者を継続支援している先が9先あり、今後も「創業・新事業支援担当者」により的確な支援を行いながら、全面的にバックアップしていきます。

■創業女性チーム「アイラール（富山県信用保証協会）」の活用

女性創業者や女性経営者等が気軽に相談できる窓口として富山県信用保証協会が運営している「創業女性チーム アイラール」の活用について、今後も継続的に推進してまいります。

■地元事業者と連携し、日本財団「わがまち基金」を活用した創業インキュベーション事業を開始

【入居者数】 5事業者

【富山県射水市の内川周辺(新湊地区)での創業者創出に向けた取組み】

「あなたの夢を応援します！」というテーマで、①独立・開業に向けて、しっかりと準備期間を取りたい方や、②自宅で開業しているけど、そろそろ拠点をもちたい方、③働きながら、少しずつ創業の準備をしたい方等を対象に、創業インキュベーション施設「ミライズIMIZU」の1室を無償で提供する取組みを2025年2月3日(月)より開始しました。

【新湊地区で創業された方々へのインタビュー】

新湊地区で創業された方々の想いをインタビューし、その内容をInstagramで発信しています。

①創業された方のお話から、事業に込めた想いや苦労を伝えています。

②地域で挑戦する方々の声を通じて新湊の魅力や創業のリアルを伝えています。この取組みを通じて、新湊で創業することの魅力を多くの人に知ってもらうことを目指しています。

②経営改善支援への取組み

- ・ビジネスマッチング等の機会を提供し、販路拡大や売上増進ならびに様々な経営課題解決につながるよう取引先の事業活動を側面から支援します。
- ・コンサルティング機能を積極的に発揮し、外部専門家や認定支援機関との連携により、中小企業等の経営改善、事業再生の取組みを支援します。
- ・中小企業等に対し、補助金や助成金、税制優遇等に関する無料個別相談会を中小企業診断士と連携し定期的に開催します。

(具体的な取組み内容と成果)**■ビジネスマッチング等の機会提供による取引企業の販路拡大や経営課題解決等への支援**

○東海地区信用金庫協会が開催する「しんきんビジネスフェア2024」に当金庫お取引先2先が出展されました。また、城南信用金庫が運営する「2024北陸応援マルシェ」に当金庫お取引先1先が参加。同じく城南信用金庫が主催する「2024よい仕事おこしフェア」に当金庫お取引先1先が出展されました。又、信金中央金庫が運営する「しんきんコネクト（Webを活用した個別商談）」に当金庫お取引先4先（累計14先）が登録し、販路拡大等に向けた事業者マッチング支援を行いました。

○高岡信用金庫が主催する「ビジネスチャンス 2025」に当金庫お取引先4先が参加し、販路拡大等に向けた商談を実施しました（商談会に参加した4先のうち1先が取引開始）。

○信金中央金庫と連携し、海外においてビジネスを検討している当金庫お取引先3先に対し、海外進出に向けた支援等を実施しました。



- 信金中央金庫が出資・設立した「しんきん地域創生ネットワーク株式会社」の「営業代行業」を当金庫お取引先1先が活用されました。バイヤーや外部専門機関と連携する機会を提供するとともに、商品・サービスにおける「商品開発」から「販売機会」までの課題解決に向けた支援を行いました。
- 当金庫お取引先の「販路拡大」や「経営課題の解決等」に向け、当金庫のお取引先同士のビジネスマッチングを10件（18先）実施し、そのうち5件（10先）が取引を開始しました。又、当金庫お取引先と他行庫（県内外問わず）のお取引先とのビジネスマッチングを2件実施しました。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）と連携し、企業のニーズと大学・高専・研究機関等のシーズをマッチングすることで、新技術・新商品の事業化を支援するために信金中央金庫が提供している「産学官金連携による事業価値の向上支援スキーム」を当金庫お取引先1先が活用されました。
- 中小企業等の特許や商標等の知的財産に関する悩み相談、ならびに商品のブラッシュアップに向けた取組みを加速させるために設置されている「富山県知財総合支援窓口」へ当金庫お取引先1先が相談し活用されました。
- 首都圏等で本業に従事しつつ、豊富な知識・経験を活かして「副業」「兼業」として、地域や中小企業の維持・成長・発展に向け、付加価値の拡大や生産性の向上に寄与するプロフェッショナル人材を当金庫お取引先1先が活用されました。
- 農業者が抱えている技術面・資金面等の課題や悩みを金融機関の立場で協力・解決することを目的に、日本政策金融公庫富山支店農林事業ならびに富山県農業信用基金協会と連携し、富山県内で農業を営む35歳以下の若手を中心のグループ「F35(Farmers Japan Under35)」との座談会を開催し、若手農業者5名と意見交換等を実施しました。



■外部機関・外部専門家との連携による中小企業等の経営改善、事業再生の取組みを支援

専門のコーディネーターによる経営課題の分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを受けるため、当金庫お取引先3先（相談回数7回）が「富山県よろず支援拠点」を活用しました。

■一般社団法人富山県中小企業診断協会と連携した無料経営相談会を開催

創業1～3年未満の事業者や、今後の事業計画が明確化していない事業者を対象とした「無料経営相談会（一般社団法人富山県中小企業診断協会連携）」を2024年11月1日に開催し、2先の事業者が相談に参加されました。



■富山県事業承継・引継ぎ支援センターならびに信金キャピタル株式会社と連携した事業承継支援

親族内継承、従業員・役員承継、第三者承継（M&A）等の事業承継を検討している当金庫お取引先2先に対し、富山県事業承継・引継ぎ支援センターならびに信金キャピタル株式会社を紹介し、事業承継等に向けた取組みを開始しました。

■当金庫が事業再生支援先として選定した事業者に対し、外部機関（外部専門家含む）との連携を強化するなどし、事業再生（ランクアップ）へ向け全面的にバックアップ

2024年度事業再生支援先は6先でした。今後もランクアップ実現に向けて支援してまいります。

■経営改善の取組みを必要とする事業者に対し、経営改善計画（早期経営改善計画含む）の策定を支援事業者の経営改善・生産性向上の取組みを促進

2024年度においては、富山県中小企業活性化協議会へ持込み・支援したお取引先は7先あり、収益力の改善に向けた計画等策定に着手しています。

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

①担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

- ・担保・保証に必要以上に依存することなく、企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価し、融資や助言等を通じて企業の成長支援に努めます。

(具体的な取組み内容と成果)

■動産・債権譲渡担保融資や資本金借入金を活用し、新規融資の促進を図る

今後も、担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みを推進すべく、積極的に動産・債権譲渡担保融資、ABL等を活用することを検討していきます。

■財務制限条項活用融資

今後も事業性評価融資に対応すべく、財務制限条項を活用した融資商品を検討していきます。

②企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組み

- ・企業への円滑な融資対応能力向上を目指して、目利き力等のスキルアップを図るために外部研修派遣、通信講座受講、庫内研修を行い、お取引先企業の支援や経営改善指導を的確に行える人材の育成に努めます。

(具体的な取組み内容と成果)

■外部研修への派遣

【外部研修（北陸地区信用金庫協会主催）】

事業性評価講座やライフプラン提案力向上講座など13講座に13名が受講しました。

■庫内研修の実施

次長・支店長代理ならびに渉外担当者リーダーを対象とした事業者支援に関連する研修を2回、事業承継（M&A含む）に関連する研修を2回実施し、「事業者支援」や「事業承継（M&A含む）」の取組み強化を図る為のスキル向上に努めました。

③貸付条件の変更等の適切な対応

- ・中小企業金融円滑化法は終了いたしました。その後も対応方針は何ら変わりなく、お客さまからのお借入れに関する相談、お申込みについて真摯な対応に努めております。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

■プロジェクトファイナンス案件に対し、地公体や商工団体、関係機関、他金融機関等と連携するとともに、将来の成長可能性（持続的な成長等）を視野に入れ、事業の育成・支援に積極的に取組む

今後も継続して、地公体や商工団体、関係機関、他金融機関と全面的に連携し、地域全体の活性化が実現するような取組みに対し、積極的に関与していきます。

■地域住民に歓迎される商品の開発など、地域活性化につながる商品・サービスの充実

富山県射水市の内川エリア（新湊地区）周辺における「まち」の賑わい向上に資するまちづくり事業を官民連携によって支援することを目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、2024年8月9日（金）に「射水市まちづくりファンド（総額60百万円）」を設立致しました。尚、2024年度の投資実績は1件（8百万円）/累計1件（8百万円）となりました。



5. 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

2023年5月1日

新湊信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ◆ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ◆ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◆ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ◆ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	213件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	54.61%
保証契約を解除した件数	23件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)	金額		(負債の部)	金額	
	2023年度	2024年度		2023年度	2024年度
現金	1,001	791	預金	87,575	87,114
預け金	25,122	21,260	当座預金	2,113	2,007
買入金銭債権	74	48	普通預金	30,176	30,001
有価証券	39,316	39,281	貯蓄預金	61	88
国債	2,057	6,790	通知預金	193	1,254
地方債	1,754	1,874	定期預金	52,530	51,471
社債	23,658	23,881	定期積金	2,431	1,908
株式	86	20	その他の預金	69	382
その他の証券	11,758	6,714	借入金	205	115
貸出金	25,818	28,412	借入金	205	115
割引手形	108	79	その他負債	134	137
手形貸付	1,463	1,514	未決済為替借	32	20
証書貸付	23,629	26,001	未払費用	23	50
当座貸越	617	816	給付補填備金	1	0
その他資産	661	669	未払法人税等	11	0
未決済為替貸	29	17	前受収益	4	4
信金中金出資金	505	505	払戻未済金	0	1
前払費用	0	0	払戻未済持分	-	0
未収収益	107	110	職員預り金	37	38
その他の資産	18	34	リース債務	17	10
有形固定資産	743	720	その他の負債	4	8
建物	242	231	賞与引当金	14	17
土地	442	442	退職給付引当金	70	71
リース資産	17	10	役員退職慰労引当金	81	78
その他の有形固定資産	39	35	睡眠預金払戻損失引当金	1	1
無形固定資産	16	14	偶発損失引当金	3	5
ソフトウェア	15	13	債務保証	10	26
その他の無形固定資産	1	1	負債の部合計	88,098	87,567
繰延税金資産	83	-	(純資産の部)		
債務保証見返	10	26	出資金	139	139
貸倒引当金	△ 1,257	△ 1,059	普通出資金	139	139
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,105)	(△ 1,012)	利益剰余金	5,522	3,750
			利益準備金	138	139
			その他利益剰余金	5,383	3,611
			特別積立金	5,001	5,001
			(うち事務合理化積立金)	(80)	(80)
			(うち改築積立金)	(230)	(230)
			当期末処分剰余金	382	△ 1,389
			(又は当期末処理損失金(△))		
			会員勘定合計	5,661	3,890
			その他有価証券評価差額金	△ 2,167	△ 1,289
			評価・換算差額等合計	△ 2,167	△ 1,289
			純資産の部合計	3,493	2,600
資産の部合計	91,591	90,167	負債及び純資産の部合計	91,591	90,167

貸借対照表注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～39年
その他	3年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産査定部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は75百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（2015年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額に、平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする

方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2024年3月31日現在）	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△ 21,384百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合〔2024年3月分〕	0.0481%
-------------------------------	---------

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円[及び別途積立金113,239百万円]であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金9百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理上発生する固定資産に係る控除対象外消費税は、「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,059百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。	

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 12百万円
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はございません。
17. 有形固定資産の減価償却累計額 1,287百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 277百万円
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 670百万円 |
| 危険債権額 | 683百万円 |
| 三月以上延滞債権 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権 | －百万円 |
| 合計額 | 1,353百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は79百万円であります。
21. 為替決済の取引の担保あるいは射水市、高岡市、富山市の公金業務取扱いの担保として、預け金1,500百万円及び210百万円を差し入れております。また、信金中央金庫からの借入金に対し、500百万円担保として差し入れております。
22. 出資1口当たりの純資産額 932円05銭
23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務推進部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、業務推進部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内と

なるよう管理しております。

当金庫のVaRは共分散行列法（保有期間6カ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、2025年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で847百万円です。

なお、当金庫では、計測モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテスト（保有期間1日、信頼区間99%、観測期間5年）を実施しており、計測手法の有効性を確認しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 預 け 金 (*1)	21,260	21,091	△ 168
(2) 有 価 証 券	39,243	38,865	△ 377
満期保有目的の債券	5,405	5,027	△ 377
その他有価証券	33,838	33,838	-
(3) 貸 出 金 (*1)	28,412		
貸倒引当金 (*2)	△1,059		
	27,353	27,421	68
金 融 資 産 計	87,857	87,379	△ 478
(1) 預 金 積 金 (*1)	87,114	87,130	16
(2) 借 用 金 (*1)	115	114	△ 0
金 融 負 債 計	87,229	87,245	15

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金等の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については25.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、固定金利によるもののみであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式 (*1)	8
信金中央金庫出資金 (*1)	505
その他の証券 (*2)	30
合 計	543

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（2020年3月31日）第5項に基づき、市場価格がなく、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) その他の証券は、有限責任事業組合出資であり、その組合財産は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」があります。以下、28.まで同様であります。

売買目的有価証券

売買目的有価証券はございません。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	102	103	1
	その他	200	200	0
	小 計	302	303	1
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国 債	—	—	—
	地方債	299	287	△ 12
	社 債	2,603	2,465	△ 138
	その他	2,200	1,972	△ 227
	小 計	5,103	4,724	△ 378
合 計		5,405	5,027	△ 377

(注) 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株式	—	—	—
	債券	1,206	1,200	6
	国 債	—	—	—
	地方債	302	300	2
	社 債	904	900	3
	その他	1,487	1,332	155
	小 計	2,694	2,532	161
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	株式	12	17	△ 5
	債券	28,334	29,676	△ 1,342
	国 債	6,790	7,108	△ 317
	地方債	1,271	1,297	△ 25
	社 債	20,272	21,271	△ 999
	その他	2,797	2,900	△ 103
	小 計	31,144	32,595	△ 1,451
合 計		33,838	35,128	△ 1,289

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
株式	78	4	2
債券	720	20	—
国 債	101	1	—
地方債	413	13	—
社 債	205	5	—
その他	—	—	—
合 計	798	25	2

28. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価の30%以上下落しており、直ちに回復すると認められる合理的な根拠がない場合をいいます。

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、107億9百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが30億37百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	506百万円
貸倒引当金	229百万円
退職給付引当金	20百万円
賞与引当金	5百万円
減価償却超過額	3百万円
その他	34百万円

繰延税金資産小計	798百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△506百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△292百万円
評価性引当額小計	△798百万円
繰延税金資産合計	—百万円

繰延税金負債

繰延税金負債合計	—百万円
繰延税金資産の純額	—百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.4%となります。この税率変更による影響はございません。

31. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

(2020年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	0百万円
契約負債	—百万円

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
経 常 収 益	844,236	1,029,848
資金運用収益	739,712	782,782
貸出金利息	269,569	306,833
預け金利息	89,030	101,633
有価証券利息配当金	371,438	364,774
その他の受入利息	9,674	9,541
役務取引等収益	70,293	63,734
受入為替手数料	33,237	31,998
その他の役務収益	37,055	31,736
その他業務収益	10,264	22,185
国債等債券売却益	329	20,742
その他の業務収益	9,935	1,443
その他経常収益	23,965	161,145
貸倒引当金戻入益	19,649	155,076
償却債権取立益	-	118
株式等売却益	3,545	4,925
その他の経常収益	770	1,025
経 常 費 用	688,590	2,712,866
資金調達費用	16,323	70,543
預金利息	15,224	69,708
給付補填備金繰入額	253	206
借用金利息	667	434
その他の支払利息	178	195
役務取引等費用	38,779	39,589
支払為替手数料	9,377	9,646
その他の役務費用	29,402	29,942
その他業務費用	357	1,884,985
国債等債券売却損	332	-
国債等債券償還損	24	1,884,975
その他の業務費用	-	10
経 費	630,706	696,213
人件費	358,221	403,481
物件費	246,875	264,865
税金	25,610	27,866
その他経常費用	2,423	21,533
株式等売却損	-	2,872
その他資産償却	200	200
その他の経常費用	2,223	18,460
経 常 利 益 (又は経常損失(△))	155,645	△1,683,017

科 目	2023年度	2024年度
特 別 利 益	45	-
固定資産処分益	45	-
特 別 損 失	0	68
固定資産処分損	0	68
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失(△))	155,691	△1,683,085
法人税、住民税及び事業税	29,371	712
法人税等調整額	△ 4,762	83,500
法人税等合計	24,609	84,212
当期純利益(又は当期純損失(△))	131,081	△1,767,298
繰越金(当期首残高)	251,101	377,846
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金(△))	382,183	△1,389,451

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たりの当期純損失金額 637円47銭
 3. 企業会計基準第29号「収益意識に関する会計基準」(2020年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、63,428千円です。

3. 剰余金処分計算書

(単位：円)

	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金(△))	382,183,668	△1,389,451,824
繰越金(当期首残高)	251,101,856	377,846,665
当期純利益(又は当期純損失(△))	131,081,812	△1,767,298,489
積立金取崩額	-	1,500,000,000
特別積立金(無目的)	-	1,500,000,000
剰余金処分額	4,337,003	4,605,383
利益準備金	183,500	467,000
普通出資に対する配当金	(年3%)4,153,503	(年3%)4,138,383
繰越金(当期末残高)	377,846,665	105,942,793

会計監査人による監査

2024年6月14日開催の第101期通常総代会及び、2025年6月18日開催の第102期通常総代会で承認を得た、2023年度及び2024年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、穴田茂公認会計士・河村拓栄公認会計士の監査を受けております。

財務諸表の適正性に関する内部監査の有効性の確認

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2025年6月19日

新湊信用金庫

理事長 臼田 克己

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

○信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	871	670
危 険 債 権	717	683
要 管 理 債 権	15	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	15	—
小 計 (A)	1,604	1,353
保 全 額 (B)	1,522	1,289
個別貸倒引当金 (C)	1,105	1,012
一般貸倒引当金 (D)	1	—
担保・保証等 (E)	415	276
保 全 率 (B) / (A) (%)	94.92	95.26
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	93.14	94.04
正 常 債 権 (F)	24,248	27,104
総 与 信 残 高 (A) + (F)	25,852	28,458

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
- 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(1) 売買目的有価証券

売買目的の有価証券はございません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	152	155	3	102	103	1
	そ の 他	700	703	3	200	200	0
	小 計	852	858	6	302	303	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	299	287	△ 12
	社 債	800	783	△ 16	2,603	2,465	△ 138
	そ の 他	1,700	1,554	△ 145	2,200	1,972	△ 227
	小 計	2,500	2,337	△ 162	5,103	4,724	△ 378
合 計		3,352	3,196	△ 155	5,405	5,027	△ 377

(注) 1. 時価は、期末時における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	6,873	6,763	110	1,206	1,200	6
	国 債	933	908	24	—	—	—
	地 方 債	1,580	1,542	37	302	300	2
	社 債	4,359	4,311	48	904	900	3
	そ の 他	1,509	1,332	177	1,487	1,332	155
	小 計	8,383	8,095	288	2,694	2,532	161
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	78	88	△ 10	12	17	△ 5
	債 券	19,644	20,338	△ 693	28,334	29,676	△ 1,342
	国 債	1,124	1,300	△ 175	6,790	7,108	△ 317
	地 方 債	174	177	△ 3	1,271	1,297	△ 25
	社 債	18,346	18,860	△ 514	20,272	21,271	△ 999
	そ の 他	7,849	9,601	△ 1,752	2,797	2,900	△ 103
	小 計	27,572	30,028	△ 2,455	31,144	32,595	△ 1,451
合 計		35,955	38,123	△ 2,167	33,838	35,128	△ 1,289

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末時における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(4) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	8	8
信金中央金庫出資金	505	505
そ の 他 の 証 券	—	30
合 計	513	543

金銭の信託

該当する取引はございません。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）

該当する取引はございません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

◎貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	149	151	—	149	151
	2024年度	151	46	—	151	46
個別貸倒引当金	2023年度	1,281	1,105	153	1,127	1,105
	2024年度	1,105	1,012	43	1,062	1,012
合 計	2023年度	1,430	1,257	153	1,277	1,257
	2024年度	1,257	1,059	43	1,214	1,059

貸出金償却の額

◎貸出金償却額

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
貸 出 金 償 却	—	—

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として決定方法を規程で定めております。

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	71

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は2名です(期中退任者及び期中に理事を退任し、監事に就任したのものも含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」41百万円、「賞与」6百万円、「退職慰勞金」23百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与の額です。「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の額です(当年度中に支払った退職慰勞金は13百万円です)。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」

(2012年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるものはいませんでした。

自己資本の充実の状況

「自己資本比率」は、国内基準（4%）を大きく上回っています。

今年度の自己資本比率は**10.95%**となりました。国内基準（4%）を大きく上回る高い水準を維持しています。

自己資本比率は、「金融機関の安全性」を示す指標といわれ、一般的にこの比率が高いほど財務体質が強固で、安全性・健全性が高いといえます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (3,922百万円)}}{\text{信用リスク・アセット額 (33,695百万円) + オペリスク相当額 ÷ 8% (2,107百万円)}} \times 100 = \underline{\underline{10.95\%}}$$

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,656	3,885
うち、出資金及び資本剰余金の額	139	139
うち、利益剰余金の額	5,522	3,750
うち、外部流出予定額(△)	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	151	51
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	151	51
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,808	3,937
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	16	14
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	14
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	16	14
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,791	3,922
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	34,291	33,695
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,366	2,107
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,657	35,802
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.24%	10.95%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	34,500	1,380	33,695	1,347
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	34,189	1,367	33,695	1,347
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	300	12	300	12
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	90	3	50	2
地方三公社向け	119	4	59	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,265	330	6,794	271
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			5,624	224
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	20,441	817	15,197	607
中小企業等向け及び個人向け	1,362	54		
中堅中小企業等向け及び個人向け			706	28
トランザクター向け			49	1
抵当権付住宅ローン	343	13		
不動産取得等事業向け	679	27		
不動産関連向け			6,342	253
自己居住用不動産等向け			1,079	43
賃貸用不動産向け			2,998	119
事業用不動産関連向け			985	39
その他不動産関連向け			1,279	51
ADC向け			—	—
劣後債券及びその他資本性証券等			1,400	56
三月以上延滞等	91	3		
延滞等向け			180	7
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			33	1
取立未済手形	5	0	3	0
信用保証協会等による保証付	548	21	289	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1	0		
出資等のエクスポージャー	1	0		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			122	4
上記以外	1,941	77	2,214	88
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	633	25	818	32
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	208	8	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			280	11
上記以外のエクスポージャー	849	33	865	34

②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—		
	短期STC要件適用分			—	—
	不良債権証券化適用分			—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
再証券化	—	—	—	—	
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	102	4	—	—	
ルック・スルー方式	102	4	—	—	
マンドート方式	—	—	—	—	
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—	
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—	
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—	
④未決済取引			—	—	
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	
⑥CVAリスク相当額を八%で除して得た額（簡便法）	—	—	—	—	
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	1,366	54	2,107	84	
B I			1,405		
B I C			168		
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	35,657	1,426	35,802	1,432	

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

2. 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポー ジャー	
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取 引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国 内	82,998	87,216	25,829	28,439	28,053	33,882	-	-	984	735
国 外	5,401	5,300	-	-	5,401	5,300	-	-	-	-
地 区 別 合 計	88,399	92,517	25,829	28,439	33,454	39,183	-	-	984	735
製 造 業	10,615	10,571	3,427	3,353	7,099	7,199	-	-	254	124
農 業、林 業	20	29	20	29	-	-	-	-	-	-
漁 業	299	295	299	295	-	-	-	-	288	288
鉱業、採石業、砂利採取業	599	499	-	-	599	499	-	-	-	-
建 設 業	2,432	2,637	1,232	1,437	1,199	1,199	-	-	230	224
電気・ガス・熱供給・水道業	3,529	3,552	229	352	3,300	3,200	-	-	-	-
情 報 通 信 業	940	925	32	17	900	900	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	2,629	2,665	828	765	1,800	1,900	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	4,702	4,816	2,602	2,916	2,100	1,900	-	-	84	35
金 融 業、保 険 業	38,820	34,862	3,621	3,720	9,400	9,200	-	-	-	-
不 動 産 業	7,142	7,886	4,105	4,849	1,800	1,800	-	-	41	-
物 品 質 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	32	35	32	35	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	303	294	303	294	-	-	-	-	22	0
生活関連サービス業、娯楽業	405	580	405	380	-	200	-	-	-	-
教育、学習支援業	10	8	10	8	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	224	193	224	193	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	754	896	754	896	-	-	-	-	18	20
国・地方公共団体等	8,360	15,435	3,105	4,251	5,254	11,182	-	-	-	-
個 人	4,593	4,639	4,593	4,639	-	-	-	-	45	41
そ の 他	1,982	1,690	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	88,399	92,517	25,829	28,439	33,454	39,183	-	-	984	735
1 年 以 下	12,325	15,965	4,455	4,111	1,741	8,227	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	15,600	16,051	4,659	4,813	6,541	6,338	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	11,321	11,344	3,382	4,006	6,438	6,717	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	8,235	7,742	2,330	2,542	5,904	5,200	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	12,358	12,846	2,138	2,750	5,420	5,296	-	-	-	-
10 年 超	16,987	17,986	7,278	8,254	7,408	7,402	-	-	-	-
期間の定めのないもの	11,571	10,580	1,585	1,961	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	88,399	92,517	25,829	28,439	33,454	39,183	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ◎貸倒引当金内訳」に詳しく掲載しております。(25ページを参照願います。)

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	240	425	425	310	-	-	240	425	425	310	-	-
農業、林業	21	-	-	-	-	-	21	-	-	-	-	-
漁業	240	240	240	240	-	-	240	240	240	240	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	300	171	171	165	123	-	176	171	171	165	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	266	48	48	59	-	0	266	58	48	59	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	41	41	41	-	-	41	41	-	41	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	22	0	0	0	21	-	0	0	0	0	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	68	107	107	167	-	-	68	68	107	167	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	75	70	70	69	3	1	72	68	70	69	-	-
合計	1,281	1,105	1,105	1,012	153	43	1,127	1,062	1,105	1,012	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
2024年度						
現金	791	—	791	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,285	—	8,285	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,250	1,270	6,250	127	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	300	—	300	—	300	100%
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	500	—	500	—	50	10%
地方三公社向け	299	—	299	—	59	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	29,167	—	29,167	—	6,794	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	24,965	—	24,965	—	5,624	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	28,110	1,173	27,834	108	15,197	54%
特定貸付債権向け	48	—	48	—	48	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,609	8,285	1,494	160	706	43%
トランザクター向け	—	6,961	—	131	49	38%
不動産関連向け	8,608	—	8,596	—	6,342	74%
自己居住用不動産等向け	3,100	—	3,071	—	1,079	35%
賃貸用不動産向け	3,262	—	3,255	—	2,998	92%
事業用不動産関連向け	935	—	934	—	985	105%
その他不動産関連向け	1,309	—	1,308	—	1,279	98%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,400	—	1,400	—	1,400	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	257	2	257	0	180	70%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	33	—	33	—	33	100%
取立未済手形	17	—	17	—	3	20%
信用保証協会等による保証付	2,892	4	2,892	0	289	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	122	—	122	—	122	100%
合 計					31,481	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCF」とはオフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	試算の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	791																
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,285																
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け	6,377																
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	
我が国の政府関係機関向け		500															
地方三公社向け				299													
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				23,355		3,612				600			1,600				
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				21,853		1,512							1,600				
カバード・ボンド向け																	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		100		5,100									14,899				
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け													131				
トランザクター向け													131				
不動産関連向け				207	100	309		123		143		201	225		301		
自己居住用不動産等向け				207	100	242				143			225				
賃貸用不動産向け						67		123				201			229		
事業用不動産関連向け																	
その他不動産関連向け																71	
A D C 向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)													202				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																	
取立未済手形				17													
信用保証協会等による保証付		2,893															
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等																	
合計	15,454	3,493		28,980	100	3,922		123		743		332	16,928		301		

(単位：百万円)

	試算の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	
	2024年度															
現金																791
我が国の中央政府及び中央銀行向け																8,285
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																6,377
外国の中央政府等以外の公共部門向け							300									300
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け																500
地方三公社向け																299
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																29,167
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																24,965
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	500			5,972			1,371									27,943
特定貸付債権向け							48									48
中堅中小企業等向け及び個人向け		1,318					205									1,655
トランザクター向け																131
不動産関連向け	2,167	194			186		2,438	726				4	1,236			8,569
自己居住用不動産等向け	2,151															3,071
賃貸用不動産向け		194					2,438									3,255
事業用不動産関連向け	16				186			726				4				934
その他不動産関連向け													1,236			1,308
A D C 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等												1,400				1,400
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							3					51				257
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							33									33
取立未済手形																17
信用保証協会等による保証付																2,893
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等							1						121			122
合計	2,667	1,512		5,972	186		1,915	2,438	726			1,455	1,358			88,614

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0 %	1,516	13,045
10 %	700	3,674
20 %	6,601	31,556
35 %	—	1,005
50 %	17,599	115
75 %	—	2,304
100 %	1,783	13,764
150 %	—	20
200 %	—	—
250 %	100	105
1,250 %	—	—
その他	—	—
合 計	93,894	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40 %未満	54,561	1,721	10%	54,722
40 %～70 %	19,013	6,592	10%	19,086
75 %	1,290	1,216	10%	1,199
80 %	—	—	0%	—
85 %	6,107	647	13%	5,970
90 %～100 %	1,888	555	10%	1,856
105 %～130 %	3,172	—	0%	3,165
150 %	2,555	2	10%	2,555
250 %	1,458	—	0%	1,458
400 %	—	—	0%	—
1,250 %	—	—	0%	—
その他	—	—	0%	—
合 計	90,047	10,735	10%	90,015

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	437	791	5,033	3,198	—	—

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

該当ございません。

5. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等 (単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	233	233	134	134
非上場株式等	514	-	544	-
合 計	748	233	679	134

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	3	4
売却損	-	2
償却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	△ 10	△ 5

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	-	-

6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	6,600	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	-	-

7. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
1	上方パラレルシフト	3,119	2,302	232	195
2	下方パラレルシフト	-	-	△ 23	△ 145
3	ステッパー化	2,627	1,799		
4	フラット化				
5	短期金利上昇	924	206		
6	短期金利低下				
7	最大値	3,119	2,302	232	195
8	自己資本の額	2023年度		2024年度	
		5,791		3,922	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている出資金で調達しております。その他、金融機能強化法の改正に伴い、資本調達手段が多様化しましたので万一の資本不足に備えて優先出資が発行できるよう定款変更を行い、2009年6月の通常総代会において定款の一部変更の承認を得ております。なお、優先出資の発行にあたっては内閣総理大臣の認可を得て行なうこととなっております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行ってきており、自己資本の充実度は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保持していると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの利益計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による資本の積み上げを第1義的な施策としております。

3. 信用リスクに関する項目

信用リスクとは、取引先の財務状況が悪化し、融資の回収（元金や利息）が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最も重要なリスクと認識し、与信業務の基本的な理念や手続等を融資業務関連の各種規定の中で定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、当金庫では、厳格な自己査定を実施しているほか、信用リスクの計量化に向けてインフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会や理事会に報告する体制としております。

貸倒引当金は、「資産査定要領」による厳格な自己査定の上、「償却・引当金計上基準」に基づき、一般貸倒引当金は債務者区分ごとに計算された貸倒実績率に基づき予想損失額を算定し、個別貸倒引当金は優良担保等を除いた未保全額に対して算定しております。それぞれの結果については、独立監査人による監査を受けるなど適切な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者ごとの掛目のこと

です。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関は、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の定めたリスク・ウェイトを使用することになります。

当金庫は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、次の4社の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ・ 格付投資情報センター
- ・ 日本格付研究所
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、リスク・アセット額を軽減する手法のことです。

当金庫では、以下の方法を採用しています。

(1) 適格金融資産担保

定期預金、定期積金を担保とする貸出金について、担保額をリスク削減額としています。

担保額は、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲以内としています。なお、お客様から担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めております。

(2) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

具体的には、政府保証債等がこれにあたります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引としてクーポンスワップ取引、為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引等があります。

当金庫は、派生商品取引や長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化させることです。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されます。

当金庫は、投資家として有価証券投資の一環として取扱っております。

リスクの認識については、裏付資産の状況、適格格付機関の格付情報等により把握し、「リスク管理委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じて「常勤理事会」や「理事会」に報告し、適切なリスク管理に努めております。当該証券投資における信用リスク・アセットの判定にあたっては、前記3の「信用リスクに関する項目」の(2)「リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関」と同じです。

当該証券投資の取引にあたっては、「余裕資金運用基準」に基づき適正に運用・管理を行っております。また、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務基準」に従った適切な処理を行っております。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクをいい、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、事務リスクとシステムリスクについて特に重要度の高いリスクであると認識し、リスク管理委員会で管理しています。事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータシステムやネットワークシステムにおける誤処理や災害、不正使用等により損失を被るリスクをいいます。

(1) 事務リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、常に事務リスクの把握に努め、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としております。多様化、複雑化する業務に対応し想定される事務リスクを回避するため、随時、各種規程等の見直しを行うとともに事務指導を強化しております。

(2) システムリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて、適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。業務のIT化が進展するなか、コンピュータシステムやネットワークシステムは金庫の業務運営に欠かせない存在

となっています。したがって、システムの誤作動や不正使用などが発生した場合には、お客様からの信用の失墜により経営に重大な影響を与えることとなります。こうした認識のもと、「情報資産保護に関する基本方針」を策定し、リスク管理委員会において適切な管理を行っております。

(3) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

当金庫の2025年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、168百万円となりました。

8. 株式等エクスポージャーに関する事項

株式や株式関連投資信託等に係る運用については、当金庫の経営体力や管理能力に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。保有する株式等には、市場価格等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（価格変動リスク）が伴います。当金庫では、上場株式については日々時価により、また非上場株式については財務諸表に基づく評価を適宜実施するなど、内部管理規程に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額については、上場株式や投資信託はVaRで算出される計数により算定し、金利リスクと併せて定期的に常勤理事会に報告するほか、リスク管理委員会に報告し、統合的なリスク管理の検討資料としております。

なお、当該取引における会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 「リスク管理の方針及び手続の概要」

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っております。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、△EVE、VaR（信頼水準99%、保

有期間6か月、観測期間5年間)を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、 Δ NIIを用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、常勤理事会及びリスク管理委員会に諮り、金利リスクの削減や運用ポジションの変更を行うこととしています。

③金利リスク計測の頻度

有価証券の金利リスクはVaRで日々計測を行い、また Δ EVE及び Δ NIIは月末基準日で毎月計測を行っています。それぞれの計測結果については、常勤理事会及びリスク管理委員会に毎月報告を行っています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫では、デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利リスク削減取引は行っていません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

(2) 「金利リスクの算定手法の概要」

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに信用金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金の50%相当額をコア預金と考え、最長満期は5年、平均満期は2.5年としています。コア預金に割り当てられない流動性預金は残存年数を0年と考えています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨間の相関は考慮せずに、正の値の通貨のみを単純に合算しています。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と割引金利に与える金利ショック幅を同一と見なしており、相関やスプレッドは考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルはコア預金モデル以外には使用していません。（コア預金モデルは金融庁が定める保守的な前提を使用しています。）

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

金利リスクに関する事項については定義、計測方法に変更はありません。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

Δ EVE及び Δ NIIの計算は再評価法で計測しています。再評価法とはイールドカーブ変化前後の経済価値や利息収入を計算し、その差額を金利リスクとする方法です。

(3) 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

当金庫では、市場環境が激変し重大な影響を及ぼしうる事象が発生した時の損失額、及び自己資本への影響を確認・検証するため、定期的にストレス・テストを実施し常勤理事会及びリスク管理委員会に報告を行っています。その際、金利ショックとして、過去実際に起こった各種ストレスシナリオ（ブラックマンデー、資金運用部ショック、VaRショック等）において算出された損失額、ストレス後の自己資本比率をシミュレーションし、自己資本の充実度の評価を行っています。

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点）

当金庫では、 Δ EVE及び Δ NIIの他にVaR（分散共分散法、信頼水準99%、保有期間6か月、観測期間5年間）を用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定するとともに、価格変動リスクや為替リスクの影響も考慮しています。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、定期的にバックテストを実施することでVaRの妥当性を検証し、計測手法の有効性を確認することでこのような問題点を解決しています。

1. 総代会制度について

総代会制度と機能について

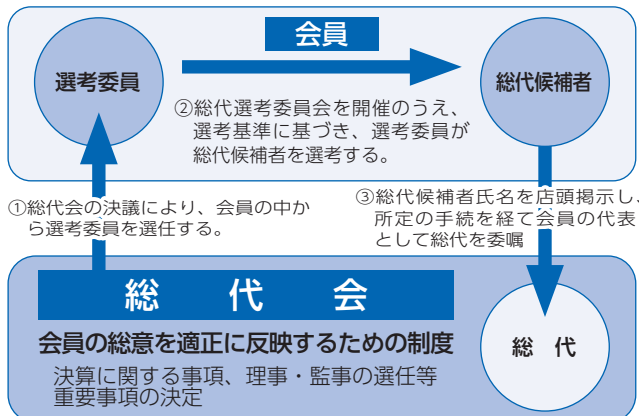
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は70人以上100人以内で、選任区域毎に会員数の割合に応じて総代定数を定めております。
- なお、2025年3月31日現在の会員数は、6,079名です。

【選任地区別の会員数】

(2025年2月末日現在)

選任地区	会員数(人)	構成比(%)	総代定数(人)
1区	974	16.3	14
2区	895	15.0	13
3区	1,121	18.8	16
4区	1,434	24.0	20
5区	1,543	25.9	22
	5,967	100.0	85

(2) 総代の選任方法

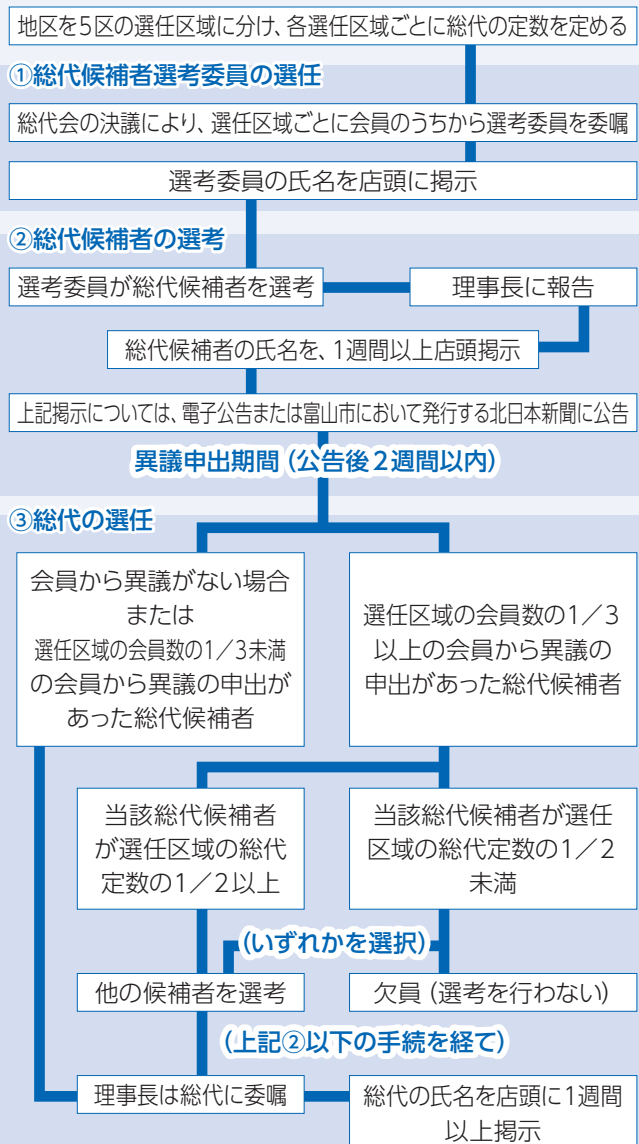
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任します(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

- ①資格要件
当金庫の会員であること
- ②適格要件
総代の選考時、年齢が75歳未満の者
総代として相応しい見識を有し、良識を持って判断できる者
人格にすぐれ、金庫の理念、使命を十分に理解している者
その他総代選考委員が適格と認めた者

<総代が選任されるまでの手続について>



(3) 総代の氏名 (85名)

(お名前は五十音順敬称略)

第1区 (14名)	一守 洋③	中野 岳⑧	西井 俊之③	炭元 伸彦①
石井 廣司⑪	加門 哲夫③	野村 賢政⑪	原田 義夫③	竹林 勝義⑪
石灰 憲夫⑮	小杉 一彦③	林 勇司⑤	姫野 拓雄③	富士土石協業組合⑯
越後 正④	酒井 恒雄③	堀田 委令①	藤岡 啓一④	林 省次⑤
大浜 晴彦⑧	三箇 洋⑧	本郷 勝士②	分家 一嘉⑯	林 哲朗③
門嶋 勇⑧	竹内 一人①	八嶋合名会社⑧	牧田 拓⑧	針山 英和⑤
北山 剛⑧	田代 拓矢③	米田 大樹②	宮袋 稔大②	福田 剛平③
新川 篤志①	野村 良範⑨	鷺北 昭雄⑧	明 裕之④	藤澤 善寿④
棚辺 喜一⑦	二口 弘一⑦	第4区 (20名)	四柳 慎二⑩	本多 憲昭⑧
津幡 真一④	矢野 正人②	荒木 一義②	和田 格⑦	前川 政光⑮
永野 康己⑦	第3区 (16名)	石灰 一友②	第5区 (22名)	松原 隆治⑨
宮島 伊佐夫②	石灰 治一⑮	今牧 繁⑧	石橋 弘行④	森 弘⑩
明 尚志⑤	石橋 武司⑧	岩井 要二郎⑤	石橋 正好⑥	山辺 雅英③
森 浩一⑨	射水ケ-ルネットワーク④	下保 隆④	押川 実恵③	渡 孝志⑥
四方 正治⑬	越後 嘉一③	北川 保博⑤	鍛冶 功一⑧	(定員85名)
第2区 (13名)	川口 利昭⑤	笹谷 幸子⑥	金原 和武①	
石黒 誠⑨	児玉 治④	笹谷 隆吉⑧	窪田 政三③	
石灰 敬③	高木 茂治①	新川 則明⑨	島 英輔①	
板谷 達也③	釣谷 逸郎②	中田 繁吉⑥	鈴木 洋一⑪	

注1：氏名の掲載については個人情報保護法に基づく同意を得ております。
 注2：氏名の後の数字は総代への就任回数です。(2025年6月18日現在)

3. 第102期通常総代会の決議事項

2025年6月18日開催の第102期通常総代会において、以下の議案が原案の通り承認可決されました。

○報告事項

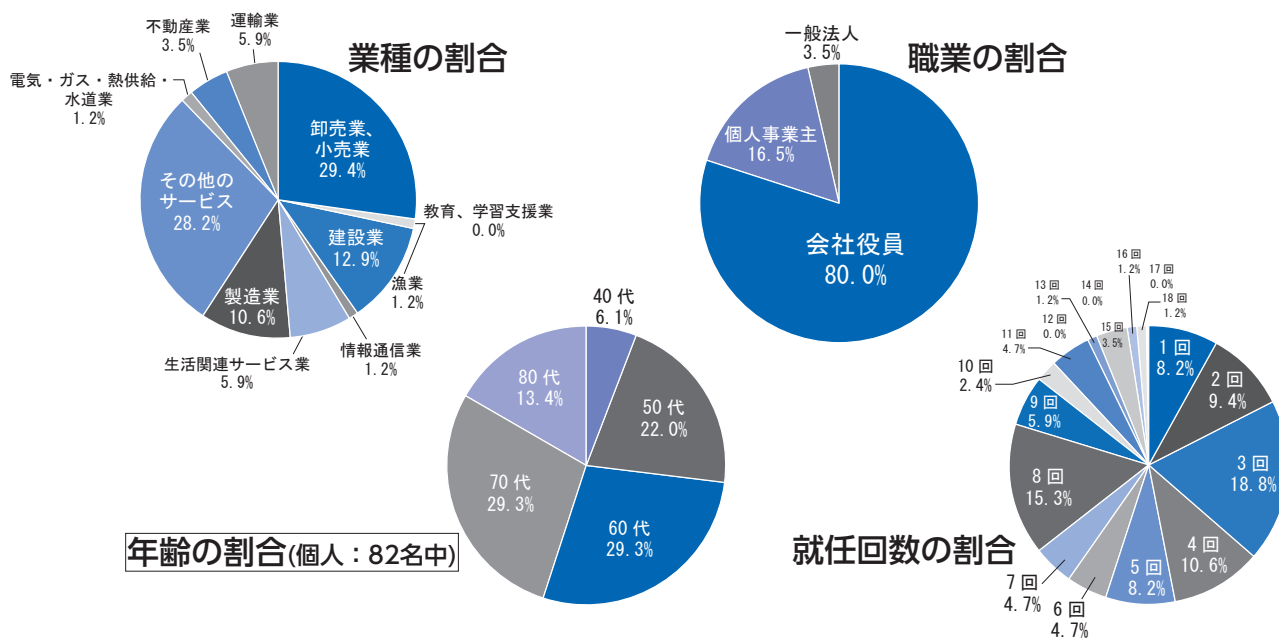
- 1. 第102期 業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

○決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 理事7名選任の件
- 第4号議案 監事3名選任の件
- 第5号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件

4. 総代会に係る開示充実に関する施策について

(現在の総代人数：85人)



創立100周年記念事業

新湊信用金庫は2024年7月11日に創立100周年を迎えました
皆さまの温かいご支援に感謝申し上げます



Heart & Heart

創立100周年記念ロゴマーク・スローガン

創立100周年記念ロゴマークは当金庫のシンボルマークを基に作成しました。手を取り合って協力しあいながら、いろいろな夢を形づくる様を表現しています。スローガンは地域の皆さまと、心と心をつなぎ、私たちの誠意や情熱をもって、幸福のため、地域のため、心新たに尽くしていきたいとの思いを表現しました。

■創立100周年記念式典・祝賀会を開催（2024年7月19日）

総代の皆さまやお取引先様をはじめ、新田八朗富山県知事、夏野元志射水市長など多数のご来賓にお越しいただきました。祝賀会では「めでた保存会」の皆さまによる、めでたの披露や、勇壮な「浜獅子太鼓」の披露などがあり、盛大に開催されました。



■創立100周年記念「新湊信用金庫のあゆみ」を作成（創立100周年記念式典・祝賀会で配布）

（職員の画像は2024年6月時点の配置です）



新湊信用金庫は、2024年7月11日 創立100周年を迎えました。

(令和6年)

大正
Taisho

大正13年7月11日
「産業組合法」に基づき有限責任「新湊信用組合」として設立

昭和
Showa

昭和27年3月1日
「信用金庫法」に基づき「新湊信用金庫」に改組

昭和28年10月3日
「東部支店」を新設

昭和29年5月8日
創業30周年記念式挙行

昭和32年9月9日
「東部支店」を移転

昭和33年6月10日
「西部支店」を新設

昭和37年12月3日
「本店」新築落成
「東部支店」を移転「新町支店」に改称

昭和39年10月18日
創業40周年記念式挙行

昭和40年3月1日
「西部支店」を移転新築

昭和40年12月13日
「高岡支店」を新設

昭和47年12月1日
「富山支店」を新設

昭和49年5月11日
創業50周年記念式挙行

昭和51年4月20日
「高岡北部支店」を新設

昭和54年8月6日
「新町支店」を移転

昭和59年5月14日
創業60周年記念式挙行

昭和59年6月25日
「高岡支店」を新築

平成
Heisei

平成7年5月8日
「本店」を移転新築

平成17年11月1日
新湊市は小杉町・大門町などと市町村合併したため、地区・事務所の所在地を変更する

平成18年9月25日
「歌の森支店」を新設

平成19年11月12日
「高岡北部支店」を「高岡支店」に統合し、高岡北部支店所在地に移転

平成20年5月28日
営業区域を射水市、高岡市全域及び富山市全域に拡張

平成20年10月14日
「大門支店」を新設

平成26年6月16日
創業90周年記念式挙行

平成27年5月25日
「新町支店」を移転新築「中曽根支店」に改称

平成28年7月22日
営業区域を富山県全域に拡張

平成31年2月12日
「大門支店」を店舗内店舗にて「歌の森支店」内に移転

令和
Reiwa

令和1年8月23日
射水市等関係機関の協力のもと、当金庫と地元事業者が運営主体となり「創業インキュベーション事業」の取組み開始

令和3年3月1日
「西部支店」を「中曽根支店」のサテライト店舗として営業

令和4年6月26日
「ビジネスプランコンテスト2022～射水市を元気に！～」を開催

令和6年7月19日
創業100周年記念式挙行

History

初代 組合長 金本 喜作 <small>昭和11年5月～昭和19年11日</small>	2代 組合長 渡辺 八三郎 <small>昭和19年11月～昭和22年9日</small>	3代 組合長 秋田 幸四郎 <small>昭和22年9月～昭和30年9日</small>	4代 理事長 宮林 芳三 <small>昭和30年9月～昭和37年9日</small>	5代 理事長 佐賀 清吉 <small>昭和37年9月～昭和44年9日</small>	6代 理事長 彦谷 常吉 <small>昭和44年9月～昭和52年9日</small>	7代 理事長 角谷 松次郎 <small>昭和52年9月～昭和59年11日</small>	8代 理事長 竹内 清松 <small>昭和59年11月～昭和65年9日</small>	9代 理事長 宮林 新三郎 <small>昭和65年9月～昭和72年7日</small>	10代 理事長 大門 吉弘 <small>平成2年7月～平成13年6月</small>	11代 理事長 磯野 文彦 <small>平成13年6月～平成27年6月</small>	12代 理事長 松岡 文雄 <small>平成27年6月～現在</small>
--	---	--	---	---	---	---	--	--	---	--	---

Sales area

新湊信用金庫 店舗・職員一覧

本店 営業部 富山県射水市中新湊 12-20

高岡支店 富山県高岡市新成町 1-3-8

中曽根支店 富山県高岡市中曽根 325-1

富山支店 富山県富山市新根塚町 2-3-3

歌の森支店・大門支店 富山県射水市戸破 1621

西部支店 富山県射水市本町 2-2-45

本部 富山県射水市中新湊 12-20

■内川エリア周辺の活性化支援「射水市まちづくりファンド」を設立（2024年8月9日）

創立100周年記念事業の一環として、官民連携によって富山県射水市の内川エリア周辺の空き家・空き店舗のリノベーション等に取り組む事業者に新たな資金調達手段を提供することを目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、「射水市まちづくりファンド有責任事業組合」を2024年8月9日に設立しました。



■清掃ボランティア「新湊しんきんクリーン作戦」の実施（2024年9月28日）

地元の環境保護を目的として「新湊しんきんクリーン作戦」を実施しました。本地域貢献事業は2002年より継続して行っており、近年は営業店周辺の清掃を行っていましたが、2024年度は創立100周年記念事業の一環として、海王丸パーク内および新湊漁港周辺道路の清掃およびカーブミラーの清掃活動を実施しました。



■創立100周年記念チャリティーゴルフコンペを開催（2024年10月5日）

高岡カントリー倶楽部にて「創立100周年記念チャリティーゴルフコンペ」を開催しました。当日は66名がコンペに参加しました。



■その他創立100周年記念事業として行った主な取り組み

（※以下の記念定期預金商品取扱、特別ホームページ、粗品配布、テレビCMの放映は終了しています）

- ・100周年記念定期預金「感謝100」発売
- ・100周年記念特別ホームページ作成
- ・100周年記念粗品配布
- ・テレビCM作成（2024年7月～12月放映）
- ・新デザイン通帳作成
- ・新デザインTシャツ作成（しんきんクリーン作戦で着用）



新湊信用金庫 S D G s 宣言



新湊信用金庫は、協同組織の基本理念である「相互扶助の精神」、並びに「地域産業の繁栄育成」と「市民生活の向上に奉仕する」という当金庫の基本方針のもと、金融サービスの提供を通じて地域社会の発展に取り組んでおります。

このような取組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に通じるものであり、当金庫は、今後も事業活動を通じてSDGsの達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。



新湊信用金庫 S D G s の重点項目と取組み事例

地域経済の持続的発展	地域社会への貢献	人材育成の強化
<ul style="list-style-type: none"> • 地域の事業者、個人の方への円滑な資金供給 • 便益のある安全な金融商品と決済サービスの提供 • 課題解決支援への取組み • インキュベーション施設を活用した創業支援 • 個別商談会等の実施による販路拡大支援 • 補助金申請支援への取組み 	<ul style="list-style-type: none"> • 射水市と連携した地域活性化事業への取組み • 子育て支援への取組み • 高齢の方や、障がいのある方へのサービス向上への取組み • 金融サービスの利便性向上への取組み • 地域の清掃活動の実施、献血運動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> • 信用金庫職員としての人間力とスキル向上への取組み • 働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランス実現への取組み • 働きがいのある職場づくりへの取組み • 女性活躍の推進

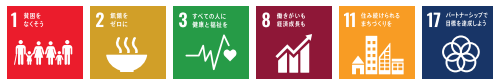
当金庫の地域貢献活動

《 Face to Face で地域社会と積極的に関わっていきます 》

当金庫は、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、地域貢献活動に積極的に取り組んでおります。

■ 「北陸応援マルシェ」への参加（2024年5月25日）

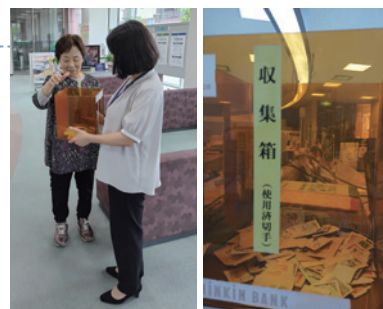
令和6年能登半島地震で被害を受けた北陸地域の被災地支援を目的として「北陸応援マルシェ」が開催されました。当金庫を含む北陸地方の7信用金庫のネットワークで、石川県と富山県の11事業者により北陸の魅力感じる食べ物や工芸品などが数多く出展され、多くの来場客で賑わいました。



■ 使用済み切手などをボランティア団体に寄贈（2024年6月7日）

社会貢献活動の一環として、毎年6月15日の信用金庫の日に合わせて、県内7信用金庫共同で地域の皆様のご協力で収集された切手等を公益社団法人「スコール家庭教育振興協会北陸スクール」に寄贈しています。

使用済み切手は買い取り業者やコレクターに買い取られ、得られた収益金が社会貢献活動に充てられます。



■ 射水市まちづくりファンドの設立（2024年8月9日）

当金庫の創立100周年記念事業の一環として、富山県射水市の内川エリア周辺における「まち」の賑わい向上に資するまちづくり事業を官民連携によって支援することを目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、「射水市まちづくりファンド有責任事業組合」を設立しました。



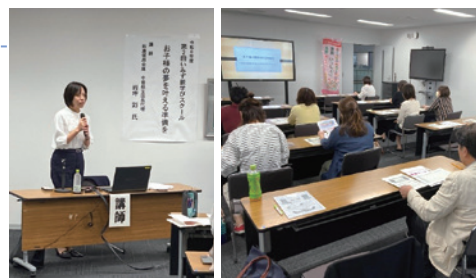
■ 役職員による海王丸パーク周辺の清掃活動（2024年9月28日）

「しんきんクリーン作戦」を実施しました。本活動は地域の清掃活動として20年以上継続して行われており、2024年度は海王丸パーク内および新湊漁港周辺の歩道のごみ拾いのほか、周辺道路のカーブミラー清掃を行い、地域の環境保護に協力しました。



■ 「いみず親学びスクール」への参加（2024年9月28日）

射水市教育委員会が、現代社会の家庭環境や子どもを取り巻く課題に悩みを抱える保護者を対象として開催している「いみず親学びスクール」に当金庫の職員が講師として参加し、『お子さまの夢を叶える準備を』をテーマにした講義を行いました。



■チャリティーゴルフコンペの募金寄附（2024年10月18日）

当金庫の創立100周年記念事業の一環として行われたチャリティーゴルフコンペで募った寄付金13万3千円を、射水市社会福祉協議会に贈呈しました。



■がん検診受診率向上にむけた取り組み（2024年8月26日～9月1日）

富山県と「富山県におけるがん対策の推進に関する協定」を締結している県内企業との協働により、がん検診受診率向上に向けた普及啓発活動を実施しました。

営業店窓口でのリーフレットの配布や、渉外係の営業車のドア部分にマグネットの広告を貼付し、がん検診の受診促進活動に協力しました。



■役職員による地域の献血運動へ参加（2024年10月23日、2025年3月19日）

ライオンズクラブ主催「愛の献血運動」において、毎年多数の役職員が献血の協力を行っています。



■ロビー展の開催

本店・中曽根支店のロビーでは、地域の方々が作成された作品の展示を行っています。



■富山支店内に「新湊文庫」を常設

富山支店では、同店協力会の皆様のご協力により、地域の方々に本と触れ合う場を提供するため、多くの書籍を揃え「新湊文庫」として常設しています。



■富山県警察との『特殊詐欺等の情報提供に関する協定』（2025年2月28日）

当金庫と富山県警察本部との間において、急増する特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺への対応強化として『特殊詐欺等の情報提供に関する協定』を締結しました。

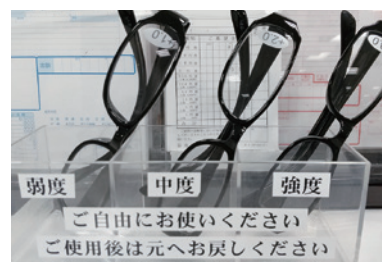
金融機関と警察が相互の信頼と協力関係に基づき、特殊詐欺等の被害防止および検挙に向けた取組を行い、お客さまの財産の保護と安心・安全の確保を目指します。



社会福祉向上への取組み ～障がい者の方および高齢者の方への対応～

■老眼鏡の設置

窓口到老眼鏡を設置しています。



■封筒の点字サービス

当金庫から郵送する封筒には「金庫名」を点字するサービスを行っています。

■杖ホルダーの設置

杖をご利用される方などへの利便性向上のため、窓口のカウンターやA T Mコーナーに杖ホルダーを設置しています。



■コミュニケーションボードの設置

耳の不自由な方などのために、窓口コミュニケーションボードを設置しています。



■音声式対応ATMの設置

A T Mには音声案内用ハンドセットが付属されており、操作手順を音声により確認できます。



■多目的トイレの設置

中曽根支店では、車いすの方や高齢の方、お子様連れの方など、多様な方が利用可能な多目的トイレを設置しています。



■電話リレーサービスへの対応

耳の不自由な方等が電話による意思疎通を行いたい場合に、手話通訳者等が通訳オペレーターとして介することで、耳の不自由な方等と当金庫との意思疎通を可能とする「電話リレーサービス」に対応しています。

詳しくは当金庫ホームページをご確認ください。

預金商品のご案内

種 類	内 容	お預入金額	期 間	
総 合 口 座	「貯める」「支払う」「借りる」のくらしに便利な機能を一冊の通帳にセットした預金です。公共料金等の自動支払いや年金・給与の自動受取りがご利用できます。キャッシュカードがご利用できます。	1円以上	自 由	
	自動融資がセットされていますので、お預け入れ定期預金残高の90%、最高200万円までご融資が受けられます。	初回 1,000円以上	自動継続扱い	
当 座 預 金	商取引の決済等に、小切手・手形をご利用いただくための預金です。	1円以上	自 由	
普 通 預 金	いつでもお預け入れ、お引き出しができるほか、公共料金やクレジット代金等の自動支払い、年金・給与の自動受取りがご利用できます。キャッシュカードがご利用できます。	1円以上	自 由	
無利息型普通預金 (決 済 用 預 金)	普通預金と同様の機能を持っています。利息は付きませんが、預金保険制度によりこの預金の全額が保護されます。	1円以上	自 由	
貯 蓄 預 金	30万円型と10万円型の2種類あり、基準残高以上でより有利な利息が付きまます。自動受取口座や自動支払口座の指定はできません。	1円以上	自 由	
通 知 預 金	まとまった余裕資金の短期間の運用に適しています。	10,000円以上	7日間据置	
納 税 準 備 預 金	納税資金をご準備、お支払いいただくための預金です。お利息に税金はかかりません。	1円以上	お引き出しは 納税時のみ	
定 期 預 金	スーパ一定期	預金を有利に運用するための商品です。300万円以上ではより有利に運用できます。3年以上の預入では半年複利となります。	1,000円以上	1ヵ月以上 5年以内
	大口定期預金	大口の資金運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月以上 5年以内
	期日指定定期預金	1年複利の定期預金です。最長3年の預入で、据置期間（1年）経過後は、自由にお引き出し・一部支払いできます。	1,000円以上 1,000万円未満	1年据置 3年以内
	変動金利型定期預金	市場金利の動きにあわせて、6ヶ月毎に利率を変更します。	1,000円以上	1年以上 3年以内
	積立定期預金	目標額にあわせて、マイペースで着実な財産づくりに最適です。	1,000円以上	1年・2年・3年
財 形 預 金	一般財形預金	将来に備えて自由にご利用できます。（お利息は課税扱いです）1年経過後払戻し自由です。	1,000円以上	積立期間 3年以上
	財形年金預金	年金資金を貯める預金です。お利息とあわせて550万円まで（財形住宅と合算）非課税です。	1,000円以上 550万円未満	積立期間 5年以上
	財形住宅預金	住宅取得資金を貯める預金です。お利息とあわせて550万円まで（財形年金と合算）非課税です。	1,000円以上 550万円未満	積立期間 5年以上
定 期 積 金 (スーパー積金)	目標に合わせて毎月計画的に積立できます。	1,000円以上	1年以上 5年以内	

オリジナル商品

種 類	内 容	お預入金額	期 間
子育て応援定期積金の びのびクラブ	満18歳以下のお子様がいいらっしゃる親権者の方が対象です。定期積金に一定の金利を上乗せします。	1万円以上10万円以下 (1万円の整数倍)	3年・5年
味覚の会 定期積金	女性の方限定の商品となります。毎月の掛金の中から会費を積立し、グルメツアーに参加できます。	10,000円 (うち2,000円会費)	2年・3年
ぬくもり (年金受給者限定)	年金お受取口座通帳へ定期預金をセットすると、その定期預金に一定の金利を上乗せします。	1,000円以上 500万円以内	1年

融資商品のご案内（個人向けローン）

種 類	内 容	限 度 額	期 間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・増改築の資金、中古住宅、マンション購入、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。 変動金利（半年毎金利変動）や固定金利（特約期間2年・3年・5年・10年）を選択できます。	2億円以内	50年以内
	住まいの増改築の資金のほか、リフォームに付随して必要となるインテリア家電等の購入資金もご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
	無担保で、住宅の新築・増改築の資金、中古住宅、マンション購入、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。	2,000万円以内	20年以内
	空き家を賃貸するための改築・改装費用、空き家解体にかかる費用、空き家解体後の駐車場等の造成にかかる費用などにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
目 的 別 ・ フ リ ー ロ ー ン	マイカーローン	自動車（新車・中古車）のご購入、運転免許取得費用、車検費用、修理費用等、幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内 15年以内
	教育ローン	入学金・授業料・学校納付金・受験費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内 16年以内 (据置期間含)
	個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。 (ただし、事業資金は除きます) (リビング・プライダル・メディカル・トラベル・カルチャー・レディース)	500万円以内 10年以内
	シニアライフローン	満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方を対象に、健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。	100万円以内 10年以内
	フリーローン	お使いみちはご自由です。	500万円以内 10年以内
	マイホーム優遇フリーローン	住宅を所有されている方限定のフリーローンです。 お使いみちはご自由です。(ただし、当金庫の消費者ローンの借換え資金および事業性資金は除きます)	500万円以内 10年以内
W E B ロ ー ン	サポート1000	お使いみちはご自由です。	1,000万円以内 15年以内
	マイカーローン	パソコンやスマートフォンでご契約が完結するローンです。 自動車（新車・中古車）のご購入、運転免許取得費用、車検費用、修理費用等、幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内 15年以内
	教育ローン	パソコンやスマートフォンでご契約が完結するローンです。 入学金・授業料・学校納付金・受験費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内 16年以内 (据置期間含)
フリーローン	パソコンやスマートフォンでご契約が完結するローンです。 お使いみちはご自由です。	500万円以内 10年以内	
カ ー ド ロ ー ン	お使いみちはご自由です。(ただし、事業性資金は除きます)	50万円以内 3年以内 (自動更新)	
スーパージャッする (カードローン)	お使いみちはご自由です。(ただし、事業性資金は除きます)	500万円以内 3年 (自動更新)	
教育カードローン	教育資金全般にご利用でき、極度額までご利用できます。	500万円以内 在学期間内及び 7年以内	

その他、**職域サポートローン**をご用意しています。
(職域サポートとは、当金庫と職域サポート契約を締結した事業所にお勤めの皆様に、金利優遇融資商品の提供など、福利厚生面でお手伝いする取り組みです)

融資商品のご案内（事業者向け資金）

種 類	内 容
割 引 手 形	一般商業手形・電子記録債権の割引にご利用いただけます。
手 形 貸 付	仕入資金等、短期運転資金にご利用いただけます。
証 書 貸 付	設備資金等、長期の運転資金にお応えいたします。
当 座 貸 越	約定金額まで、当座決済資金をご融資いたします。
制 度 融 資	地方公共団体（富山県・射水市・高岡市・富山市等）の制度融資をご利用いただけます。
代 理 貸 付	住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等の代理貸付をお取扱いしています。

※各種ローン等は、融資対象が限られている場合や、不動産担保・保証協会など一定の基準を満たす必要があります。また、お申し込みの状況によってはご融資できない場合もございますので、ご了承ください。

各種サービスのご案内

サービス名	内 容 ・ 特 色
キャッシュサービス	当金庫の本支店のほか、全国の提携金融機関（郵便局を含む）のキャッシュコーナーもご利用になれます。（一部ご利用になれないキャッシュコーナーもありますのでご利用の都度ご確認ください。）
しんきんATMゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードなら、しんきんゼロネット加入の全国の信用金庫で、平日・土曜日（一部）はCD・ATMのご利用手数料が無料です。
デビットカードサービス	お買い物やお食事の際、現金を持たずにキャッシュカードで直接口座から代金を支払うことができます、大変便利なサービスです。加盟店ならどこでもご利用になれます。
自動受取サービス	給与・ボーナス・年金等が、受取日に自動的にご指定の預金口座に入金されますので、安全・便利です。
自動支払サービス	電気・ガス・水道・電話・放送受信料のほか、税金・保険料・学費・各種クレジット等が、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
クレジットカード	JCB・VISA等のカードをお取り扱いしております。国内または国外でのショッピング等、各加盟店でご利用になれます。
自動集金サービス	お客様の集金額をお取引先の預金口座から、自動振替で引き落とし、お客様の口座に一括してご入金するサービスです。集金引き落としの口座は、銀行・郵便局でも可能です。
個人インターネットバンキング	お手持ちのパソコンやスマートフォンを利用して、口座の照会やお振込ができる便利なサービスです。また、お振込の手数料が窓口のお取扱いよりもお得です。
法人インターネットバンキング	ご自宅のパソコンから総合振込や給与振込等、大量のお振込が一括ででき、口座の残高や入出金明細をお手元で管理していただける、便利なサービスです。また、お振込の手数料が窓口のお取扱いよりもお得です。
料金払込サービス Pay-easy（ペイジー）	インターネットバンキングから、税金・各種料金の払込みがご利用できます。ペイジーマークが記載された払込書の収納機関番号・納付番号・確認番号を入力するだけで、ご指定の口座から払出し、収納機関へ自動的に送金するサービスです。
口座振替サービス Pay-easy（ペイジー）	当金庫のキャッシュカードを利用して口座振替の手続きを行えるサービスです。
しんきんネット口座振替受付サービス	インターネット上で口座振替契約の受付を行えるサービスです。
定額自動送金サービス	家賃・月謝・会費・仕送り等毎月決まった金額を、ご指定の口座へ自動的に送金するサービスです。
貸 金 庫	証書・株券・権利書・実印・貴金属等の重要書類、貴重品を盗難や火災から守り安全に保管いたします。本店営業部でお取り扱いしております。
夜 間 金 庫	お客様の夜間や早朝等の売上や集金を、投げ入れ金庫にて安全にお預かりいたします。中曽根支店、歌の森支店にてお取り扱いしております。
国債の窓口販売	個人向け国債をお取り扱いしております。 ご購入の際には、保護預り通帳を発行しております。
保険商品の窓口販売	終身保険、医療保険、がん保険、傷害保険、火災保険等、各種保険商品の販売をしております。
A T M 振 込	振込依頼書への記入の手間もいらず、窓口扱いよりも手数料がお得です。振込カードの発行もできますので、2回目以降はカードを入れるだけで簡単にお振込をさせていただきます。
スポーツ振興くじ払戻業務	独立行政法人日本スポーツ振興センターが販売するスポーツくじ当選券の払戻しをいたしております。本店営業部と富山支店でのお取扱いになります。
でんさいネット	手形・振込に代わる決済手段として、事業者の資金調達の円滑化を図ります。
通帳レスアプリ	預金残高や入出金明細等をスマートフォンで確認できるアプリです。紙の通帳から「通帳レス口座」へ切替手続きを行うことで、最大10年間分の取引明細を閲覧することができます。ほか、ATMや窓口での通帳記帳・繰越が不要となり、紛失の心配もなくなります。
後見支援預金	後見人が裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。
個人型確定拠出年金iDeCo	より豊かな老後生活を送るための資産形成商品として、個人型確定拠出年金iDeCo（イデコ）の取扱いをしております。
信 託 商 品	個人向け信託商品として、しんきん相続信託「こころのボタン」としんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いをしています。
電話リレーサービス	耳の不自由な方等が電話による意思疎通を行いたい場合に、手話通訳者等が通訳オペレーターとして介することで、耳の不自由な方等と当金庫との意思疎通を可能とするサービスです。詳しくは当金庫ホームページをご確認ください。
B a n k P a y ことら送金サービス	「QRコード決済」や「ことら送金」等がご利用いただける金融機関共通のスマートフォンアプリです。「ことら送金」はBankPayアプリを使用した10万円までの個人宛送金がお得にご利用いただけます。
WEB相続受付サービス	当金庫の営業中にお電話やご来店ができないお客さまでも、インターネットから24時間いつでも相続手続きのお申込みを行っていただけるサービスです。
しんきんインターネットバンキングヘルプデスク	個人インターネットバンキングおよび法人インターネットバンキングにおける専用のヘルプデスクをご用意しております。
しんきん電子交付サービス	インターネットを通じて対象口座のインボイス管理票の閲覧が可能となるサービスです。

各種手数料一覧

為替手数料一覧

2025年4月1日 現在

振込手数料 料 件 に つ き		当金庫本支店 (店内振込含)	他行庫宛
		個人インターネットバンキング (個人の方ご利用の場合)	5万円未満 5万円以上
個人インターネットバンキング (個人事業主ご利用の場合)	5万円未満	110円	440円
	5万円以上	220円	660円
法人インターネットバンキング	5万円未満	110円	440円
	5万円以上	220円	660円
店頭扱い※1	5万円未満	220円	605円
	5万円以上	440円	770円
ATM	5万円未満	165円	440円
	5万円以上	330円	660円
自動振込・HB	5万円未満	110円	440円
	5万円以上	220円	660円
給与振込		無 料	220円

A 当 T 金 M 庫 手 数 料 置		当金庫および北陸 3県の信用金庫の キャッシュカード	その他の 信用金庫の キャッシュカード	他金融機関の キャッシュカード (入金提携金融機関のみ)
平日 (~18:00) 土曜 (~14:00)		無 料	無 料 ※2	110円
	平日(18時以降) 土曜(14時以降)	無 料	110円	220円
日曜・祝日		無 料	110円	220円

※2 一部の信用金庫のキャッシュカードご利用で有料となる場合があります。

※1 視覚障がい等があるお客様を対象とした店頭扱いの振込手数料についてはATM扱いの振込手数料と同額とします。

代金取立 手数料	1通につき	電子交換	個別取立
		660円	1,100円

その 他 の 為 替 手 数 料	不渡手形返却料	1通につき	880円
	取立手形組戻料	1通につき	880円
	送金・振込の組戻料	1件につき	880円
	ファームバンキング基本料金	月額	1,100円
	インターネット バンキング基本料金	個人インターネットバンキング	月額
法人インターネットバンキング		月額	1,100円
総合振込・給与振込等 データ伝送ご利用の場合		月額	2,200円

両替・金種指定出金手数料

指定枚数	1～50枚	330円 ※
	51～300枚	550円
	301～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上 1,000枚毎に	1,100円加算

※当金庫に口座をお持ちの場合は、1日1回50枚まで無料となります。

両替機	紙幣から硬貨(棒金)へ両替	年間 19,800円
	紙幣から紙幣、硬貨(バラ)へ両替	無 料

【両替・金種指定出金手数料について】

- ◆「両替指定枚数」はお客様が「持参した紙幣・硬貨の合計枚数」と「お受取りになられる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多い方の枚数となります。
- ◆新札を希望なされる場合も指定枚数に含めるものといたします。
- ◆入金・出金・両替とも、伝票を複数枚に分けて持ち込まれた場合や、一日に複数回に分けて持ち込まれた場合であっても、1回と見做し手数料をご負担いただけます。

【大量硬貨入金手数料について】

- ◆各種預金口座へのご入金のほか、預金の新約やお振込み、税金納付などの際的大量硬貨持ち込みも同様の扱いといたします。

大量硬貨入金手数料

入金枚数	1～50枚	無 料
	51～300枚	550円
	301～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上 1,000枚毎に	1,100円加算

各種事務取扱手数料一覧

2025年4月1日 現在

融資関係 手数料	融資可能証明書		1通につき 11,000円	
	不動産担保 設定	新規	1件につき 33,000円	
		極度変更・追加設定・ 順位変更・一部解除	1件につき 16,500円	
		借入用手形用紙	1枚につき 110円	
	債務保証書・変更契約書		1件につき 2,200円	
	(証書貸付) 条件変更	事業性 資金	条件変更	1件につき 22,000円
			固定金利特約再設定	1件につき 5,500円
			消費性資金	1件につき 11,000円
		住宅 ローン	期限延長・短縮、条件変更	1件につき 11,000円
			固定金利特約再設定	1件につき 5,500円
			繰上償還	事業性 資金
	一部繰上返済	1件につき 11,000円		
	固定金利 特約付 事業性 資金	繰上償還金額		500万円未満 22,000円
		※借換による返済につい ては対象外		500万円以上 1,000万円未満 33,000円
				1,000万円以上 44,000円
	消費性 資金	全額繰上返済		1件につき 11,000円
		一部繰上返済		1件につき 11,000円
	住宅 ローン	全額繰上返済		1件につき 11,000円
		一部繰上返済		1件につき 11,000円
	固定金利 特約付 住宅 ローン	繰上償還金額		500万円未満 22,000円
		500万円以上 1,000万円未満 33,000円		
		1,000万円以上 44,000円		
住宅ローン事務取扱手数料		保証会社付 33,000円		
		上記以外 融資金額× 0.5%×110%		
株式払込取扱	払込額5千万円未満	料率 2.5/1,000		
	払込額5千万円以上	料率 2.0/1,000		
	払込額1億円以上	料率 1.5/1,000		

個人情報開示 請求手数料	1通につき	550円+郵送料 (簡易書留)
-----------------	-------	-----------------

再発行等 手数料	通帳・証書	1冊(枚)につき 1,100円
	キャッシュカード	1枚につき 1,100円
	ローンカード	1枚につき 1,100円

手形・ 小切手 発行手数料	約束手形帳	1冊(50枚綴)につき 1,760円
	為替手形帳	1冊(25枚綴)につき 880円
	小切手帳	1冊(50枚綴)につき 1,320円
	保証小切手	1枚につき 550円

証明書等 発行手数料	残高証明書	1通につき 550円
	取引履歴検索照会 (1名義あたり)	1枚につき 220円※1

※1 10枚以上は、2,200円を上限とします。

その他 諸手数料	定例集金帳発行	当座勘定	1冊につき 3,300円
		普通預金	1冊につき 3,300円
	国債保護預り	年間	1,320円
	貸金庫	年間	13,200円
	夜間金庫	年間	13,200円
	未利用口座管理手数料	年間	1,320円
	しんきん自動 集金サービス	月額基本料金	1契約につき 1,100円
		引落手数料	1件につき 165円

当金庫の沿革・あゆみ

[沿革・あゆみ]

大正						
13年	5月20日	「新湊信用組合」設立許可取得		5月28日	営業区域を高岡市全域及び富山市全域に拡張	
	7月11日	「産業組合法」に基づき「新湊信用組合」として創立		10月14日	「大門支店」を新設	
昭和				11月1日	反社会的勢力との関係遮断を目的として、「反社会的勢力への対応規定」を制定	
27年	3月1日	「信用金庫法」に基づき「新湊信用金庫」に改組	21年	2月2日	富山県信用金庫統一商品「しんきん傷害保険付定期積金（安心たまる君）」発売	
28年	10月5日	「東部支店」を新設		9月30日	預金700億円達成	
29年	5月8日	創業30周年記念式挙行		12月22日	金融円滑化法の実施に向け「地域金融円滑化のための基本方針」を制定	
33年	6月10日	「西部支店」を新設	22年	9月14日	金融ADR制度への対応として「苦情等への対処規程」を策定	
37年	12月3日	「本店」新築落成		23年	3月1日	富山県信用金庫統一商品「しんきんの学資保険」発売
	3日	「東部支店」を移転「新町支店」と改称		8月16日	預金800億円達成	
39年	10月18日	創業40周年記念式挙行	25年	2月18日	電子記録債権サービス「でんさい」取り扱い開始	
40年	3月1日	「西部支店」移転新築	26年	6月16日	創業90周年記念式挙行	
	12月13日	「高岡支店」を新設	27年	5月25日	新町支店が高岡市中曾根に移転新築、「中曾根支店」に改称	
44年	12月31日	預金50億円達成	28年	7月22日	営業区域を富山県全域に拡張	
47年	12月1日	「富山支店」を新設	29年	4月3日	信金中央金庫の信託契約代理店として、しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱い開始	
48年	12月31日	預金100億円達成		8月22日	地域社会の発展に寄与するとを目的とし、TKC北陸会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結	
49年	5月11日	創業50周年記念式挙行		9月7日	地域経済の発展と中小企業支援等のために北陸税理士会4支部と業務協力に関する連携協定を締結	
51年	4月20日	「高岡北部支店」を新設		10月11日	地域経済の発展と中小企業振興を目的とし、富山県中小企業診断協会と業務連携協力に関する覚書を締結	
54年	8月6日	「新町支店」移転	30年	10月1日	成年後見制度利用者の財産保護を目的とした「後見支援預金」の取扱い開始	
55年	3月31日	預金200億円達成		11月22日	キャッシュレス化に対応するために㈱Origamiと業務提携し、QRコードによる決済サービスの取扱い開始	
59年	5月14日	創業60周年記念式挙行		12月19日	中小企業のM&Aを活用した事業承継という社会性ある事業推進のため、㈱トランビとビジネスマッチング契約を締結	
	6月25日	「高岡支店」新築開店	31年	2月12日	「大門支店」を店舗内店舗にて「歌の森支店」内に移転	
63年	12月31日	預金300億円達成		4月1日	個人型確定拠出年金(iDeCo)の取扱い開始	
平成						
4年	12月31日	預金400億円達成	令和	元年	6月17日	あったか家族応援定期を発売し、9月2日に射水市教育委員会へ30万円を寄付
7年	5月8日	旧本店隣接地に「新本店」を新築開店		8月23日	射水市等関係機関の協力の元、当金庫と地元事業者が運営主体となり、「創業インキュベーション事業」の取組み開始	
	8日	ビンゴゲーム付定期積金新発売（全国初）		9月24日	しんきん通帳アプリ取扱い開始	
9年	10月8日	インターネットホームページ開設	2年	4月20日	高岡支店及び富山支店の窓口営業時間を変更（1時間の昼休み休業を設定）	
10年	10月5日	インターネットバンキングサービス開始		6月10日	あったか家族応援定期を発売し、10月2日に射水市教育委員会へ30万円を寄付	
11年	3月29日	郵便貯金とのATM提携開始		10月6日	取引先の技術力や製品を発信し販路拡大につなげるため、㈱日立ハイテクとビジネスマッチング契約を締結	
12年	12月4日	しんきんATMゼロネットサービス取扱い開始		11月9日	WEB完結ローン（マイカーローン・教育ローン）の取扱い開始	
13年	10月22日	新型定期預金「ビック1000」の取扱開始				
	11月11日	「休日ローン相談会」開催開始				
14年	8月31日	「新湊信金グリーン作戦」（清掃奉仕）を地域貢献事業として始める				
	10月1日	生命保険（個人年金保険）業務の窓口販売開始				
15年	3月12日	個人向け国債等の募集の取扱い開始				
	8月25日	リレーションシップバンキング機能強化計画に基づく推進計画を策定				
	12月24日	預金500億円達成				
16年	6月18日	外部会計監査人2名を選任				
17年	3月15日	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を策定				
	9月29日	国民生活金融公庫と新規開業支援等における「業務提携・協力に関する覚書」を締結				
18年	2月24日	顧客満足度（CS）アンケート調査を実施				
	9月25日	「歌の森支店」新設				
	10月11日	北陸地区信用金庫合同ビジネスフェア「北陸ビジネス街道2006」を開催				
19年	8月6日	新商品「しんきんきゃっする」カードローンの取扱い開始				
	11月12日	高岡北部支店を高岡支店に統合し、高岡北部支店所在地に移転				
	14日	事故防止の観点から連続指定休業制度を制定し20年4月より実施				
	12月17日	業務の健全性・適切性確保のため、「内部管理基本方針」を制定				
20年	2月14日	自己資本の充実及び適切な管理のため、「自己資本管理方針」、「同規程」を策定				

3年 1月 27日	信金中央金庫の地域創生推進スキーム「SCB ふるさと応援団」による寄付金1,000万円が当金庫の推薦により射水市へ寄付された
3月 1日	西部支店を中曽根支店のサテライト店舗（預金特化型）として営業
1日	西部支店の窓口営業時間を変更（1時間の昼休み休業を設定）
15日	WEB 完結ローン（フリーローン）の取扱い開始
6月 14日	あったか家族応援定期を発売し、9月30日に射水市教育委員会へ30万円を寄付
9月 14日	新湊信用金庫 SDGs 宣言策定
10月 1日	出資証券ペーパーレス化（不発行）開始
4年 6月 13日	あったか家族応援定期を発売し、9月26日に射水市教育委員会へ30万円を寄付
26日	「ビジネスプランコンテスト2022～射水市を元気に！～」を開催（ミライズ IMIZU 協議会）
7月 1日	「歌の森支店・大門支店」の窓口営業時間を変更（1時間の昼休み休業を設定）
5年 9月 1日	スマホ決済サービス「BankPay」および「こたら送金」の取扱い開始
6年 1月 4日	「WEB 相続受付サービス」の開始
2月 28日	令和6年能登半島地震の災害復旧事業に活用して頂くため、射水市へ700万円、高岡市へ200万円、氷見市へ100万円を寄付
4月 22日	磁気の影響を受けにくい「Hi-Co 通帳」の取扱い開始
7月 19日	創立100周年記念式典・記念祝賀会举行
8月 9日	一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、「射水市まちづくりファンド有限責任事業組合」を設立
7年 2月 28日	富山県警察との「特殊詐欺等の情報提供に関する協定」を締結

索 引 (開示基準項目)

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

<p>1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ. 事業の組織…………… 2</p> <p>ロ. 理事・監事の氏名及び役職名…………… 2</p> <p>ハ. 事務所の名称及び所在地…………… 2</p> <p>2. 金庫の主要な事業内容…………… 3</p> <p>3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ. 直近の事業年度における事業の概況…………… 4</p> <p>ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項…………… 5</p> <p>(1) 経常収益</p> <p>(2) 経常利益又は経常損失</p> <p>(3) 当期純利益又は当期純損失</p> <p>(4) 出資総額及び出資総口数</p> <p>(5) 純資産額</p> <p>(6) 総資産額</p> <p>(7) 預金積金残高</p> <p>(8) 貸出金残高</p> <p>(9) 有価証券残高</p> <p>(10) 単体自己資本比率</p> <p>(11) 出資に対する配当金</p> <p>(12) 役員数及び常勤役員数</p> <p>(13) 職員数</p> <p>(14) 会員数</p> <p>ハ. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項</p> <p>(1) 主要な業務の状況を示す指標</p> <p>①業務粗利益・業務粗利益率…………… 5</p> <p>②資金運用収支、役務取引等収支、 その他業務収支…………… 5</p> <p>③業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益(投資信託解約損益を除く。) …… 6</p> <p>④利鞘、総資産経常利益率・総資産当期純利益率…………… 6</p> <p>⑤資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り…………… 6</p> <p>⑥受取利息・支払利息の増減…………… 6</p> <p>(2) 預金に関する指標</p> <p>①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高…………… 7</p> <p>②固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高… 7</p> <p>(3) 貸出金等に関する指標</p> <p>①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高…………… 7</p>	<p>②固定金利・変動金利の貸出金残高…………… 7</p> <p>③担保の種類別の貸出金残高、債務保証見返額… 7</p> <p>④使途別の貸出金残高…………… 8</p> <p>⑤住宅ローン・消費者ローン別残高内訳…………… 8</p> <p>⑥業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合…………… 8</p> <p>⑦預貸率の期末値及び期中平均値…………… 8</p> <p>(4) 有価証券に関する指標…………… 9</p> <p>①有価証券の種類別の残存期間別の残高</p> <p>②有価証券の種類別の平均残高</p> <p>③預証率の期末値及び期中平均値</p> <p>4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ. リスク管理の体制…………… 10</p> <p>ロ. 法令等遵守(コンプライアンス)の体制…………… 10</p> <p>ハ. 金融ADR制度への対応…………… 11</p> <p>ニ. 顧客保護等管理方針…………… 11</p> <p>ホ. 反社会的勢力に対する基本方針…………… 11</p> <p>ヘ. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・ 拡散金融対策ポリシー …… 11</p> <p>ト. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組みの状況 …… 12~16</p> <p>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書…………… 17~22</p> <p>ロ. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨… 22</p> <p>ハ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び (1)から(4)までに掲げるものの合計額…………… 23</p> <p>(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権</p> <p>(2) 危険債権</p> <p>(3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)</p> <p>(5) 正常債権</p> <p>ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益</p> <p>(1) 有価証券…………… 24</p> <p>(2) 金銭の信託…………… 25</p> <p>(3) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引… 25</p> <p>ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 25</p> <p>ヘ. 貸出金償却の額…………… 25</p> <p>6. 報酬等に関する事項…………… 26</p>
---	---

【自己資本の充実の状況】

以下の項目は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について、金融庁長官が別に定める事項」（所謂自己資本比率規制の第3の柱）に従い、開示するものです。

自己資本の構成に関する事項 …………… 27

定量的な開示事項 …………… 28～36

- (1) 自己資本の充実度に関する事項
- (2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
 - 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳
 - 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 - リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (3) 信用リスク削減手法に関する事項
 - 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
- (4) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - オリジネーターの場合
 - 投資家の場合
- (5) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
 - 貸借対照表計上額及び時価等
 - 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 - 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

- (6) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (7) 金利リスクに関する事項

定性的な開示事項 …………… 37～39

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する項目
 - リスク管理の方針及び手続の概要
 - リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
- (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - 適格金融資産担保
 - 保証
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) オペレーショナル・リスクに関する項目
 - 事務リスク管理の方針及び手続の概要
 - システムリスク管理の方針及び手続の概要
 - オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- (8) 株式等エクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項
 - リスク管理の方針及び手続の概要
 - 金利リスクの算定手法の概要
 - 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項



新湊信用金庫

